

参 考 資 料

(予算執行調査の反映状況)

(令和2年度予算政府案)

令和2年1月
財務省主計局

【 目 次 】

	頁		頁
(1) 【内閣府】 災害救助費等負担金	1	(24) 【農林水産省】 農業農村整備事業における太陽光発電施設整備	24
(2) 【内閣府】 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	2	(25) 【農林水産省】 【国土交通省】 海岸事業（沖合施設の長寿命化対策）	25
(3) 【内閣府】 地方創生推進交付金	3	(26) 【農林水産省】 治山事業	26
(4) 【内閣府】 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）	4	(27) 【農林水産省】 浜の活力再生・成長促進交付金等	27
(5) 【内閣府】 地方消費者行政強化交付金（地方消費者行政推進事業）	5	(28) 【経済産業省】 J-Startupの在り方（研究開発型スタートアップ支援事業等）	28
(6) 【総務省】 携帯電話等エリア整備事業	6	(29) 【経済産業省】 省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金等のうち事務費	29
(7) 【総務省】 消防団の装備・訓練の充実強化に要する経費（消防学校分）	7	(30) 【経済産業省】 中小企業再生支援協議会事業	30
(8) 【法務省】 刑事施設のPFI運営事業に係る経費	8	(31) 【国土交通省】 地域公共交通確保維持改善事業	31
(9) 【外務省】 遠隔多者間会議システムに係る経費	9	(32) 【国土交通省】 河川維持修繕事業における土砂掘削に係る経費	32
(10) 【外務省】 親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	10	(33) 【国土交通省】 下水道革新的技術実証事業	33
(11) 【財務省】 輸出入貨物分析機器整備経費	11	(34) 【国土交通省】 無電柱化推進事業	34
(12) 【財務省】 確定申告・納税手続に関する情報提供経費	12	(35) 【国土交通省】 空き家対策の取組	35
(13) 【文部科学省】 公立学校施設整備事業	13	(36) 【国土交通省】 先進的な保安検査機器整備費補助	36
(14) 【文部科学省】 独立行政法人運営費交付金（国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構）	14	(37) 【国土交通省】 海上保安庁における航空機及び船舶の燃料調達	37
(15) 【文部科学省】 国立大学法人運営費交付金等	15	(38) 【環境省】 CO2削減ポテンシャル診断推進事業	38
(16) 【文部科学省】 スーパーサイエンスハイスクール支援事業（国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金）	16	(39) 【防衛省】 情報システムの調達	39
(17) 【文部科学省】 伝統文化親子教室事業	17	(40) 【防衛省】 各自衛隊共通の航空機の整備・補給等	40
(18) 【厚生労働省】 エイズ対策促進事業	18	(41) 【防衛省】 装備品の海外移転（国際防衛装備品展示会出展事業）	41
(19) 【厚生労働省】 労災特別介護援護経費	19	(42) 【各府省】 出力機器の稼働状況等及びリサイクルトナーの活用状況	42
(20) 【厚生労働省】 障害福祉サービス等報酬	20	(43) 【各府省】 情報提供サービスの契約及び利用状況	42
(21) 【厚生労働省】 介護報酬	21	(44) 【各府省】 作業服等に係る経費	42
(22) 【厚生労働省】 診療報酬（調剤報酬）	22	【参考】 令和元年度予算執行調査の2年度予算への反映額一覧	43
(23) 【農林水産省】 農地中間管理機構事業費のうち事業推進費	23		

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(1) 災害救助費等負担金	共同	(九州財務局)	4,310	4,280	▲30	—
事案の概要	<p>一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した経費について補助を行う。</p> <p>同法に基づく救助は、都道府県知事等が、現に救助を必要とする者に行う。また、必要に応じて救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。</p> <p>救助の種類: 避難所の設置、食品・飲料水・生活必需品の給与(貸与)、応急仮設住宅の供与等</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

平常時からの準備状況について

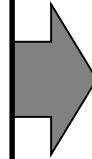
仮設住宅の供与を可能な限り迅速化することにより、避難所における生活期間を短縮することで、避難所における生活に要する経費を抑制することが可能である。また、被災者の心身の負担も軽減させることができる。

応急仮設住宅の供与に当たっては、被災者に一日も早く安心して生活できる住まいに入居していただくことが重要である。

このため、取扱要領に示された事前準備を行うことにより、安価で早期の供給が可能となる。

さらに、取扱要領に加え、地域特性等も考慮し、事前準備を実施しておくことが重要となる。

よって、内閣府防災は、各自治体に対し、これらの事前準備を確実にするために、取扱要領の周知徹底及び必要な助言等を行うべき。



反映の内容等

平常時からの準備状況について

令和元年に発生した台風第15号及び第19号等の災害において、事前(平常時)に事務委任に関する取決めが行われていなかったため県と市町村の役割分担が明確でなく、発災後の初動に遅れが生じる事例もあったことから、内閣府において、取扱要領に示された事前準備を適切に実施できるよう、救助の実施に関する事務の委任に係る対応状況について照会を行うとともに、令和2年1月に事務委任に関する事前の取決めの積極的な活用について周知を行った。

災害対応の迅速な実施のため、今後もあらゆる機会を捉えて事前準備の重要性について周知徹底を図っていく。

反映状況票

(単位: 百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(2) 沖縄科学技術大学院大学学園関連経費	本省	—	19,622	20,349	727	▲861
事業の概要	<p>沖縄科学技術大学院大学学園は沖縄科学技術大学院大学（以下「OIST」という。）を設置し、OISTにおいては、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とし、法律に基づき設置された学校法人である。</p> <p>本事業は、学園に対して財政支援を行い、OISTにおける国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図るものであり、これにより、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的としている。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 公費に対する研究の成果

人件費単価の見直しを含め、管理部門の合理化を図ることにより、経常経費を逡減させる必要がある。また、教員の採用が進んでいない場合、ユニットに要する人件費等については、予算執行を留保し、必要に応じて、返還することとすべきである。

2. 外部資金の獲得状況

国の補助金のみには依存するのではなく、外部資金を獲得することが重要である。業務実績の評価やユニット評価の中で外部資金の獲得状況についても厳格に評価し、研究費配分の際に、外部資金獲得によって、研究費の配分にメリハリを付けることが必要である。

3. 事業評価や教員評価等

事業計画の中で具体的で定量的な数値目標（KPI）を設定することが必要である。
 年次教員業績評価を導入するなど、教員評価を厳格化していく必要がある。その結果については、学内における予算配分の重点化・効率化に反映させていくべきである。

4. 調達・施設整備

随意契約の基準や手続を見直すべきである。競争入札について、適法性・公正性も含めて検証し、抜本的に見直しを行うべきである。
 施設整備については、国立大学の類似例を基準とし、徹底的なコスト削減を図るとともに、これを超える場合、外部資金や自己資金を活用して実施すべきである。

反映の内容等

1. 公費に対する研究の成果

実態を勘案し、人件費に係る昇給率及び旅費、消耗品費等の見直しを実施した。（反映額: ▲243百万円）
 人件費等の予算執行については、令和元年度未採用分の教員分に係る補助金交付を留保しており、令和2年度以降においても実施予定である。

2. 外部資金の獲得状況

外部資金獲得の強化のため、令和元年度に米国内においてOIST財団を設立し、個人や企業・団体からの資金を募った。また、外部資金の獲得状況を教員評価の基準とし、研究費配分にも活用していく。

3. 事業評価や教員評価等

事業計画の中で定量的な数値目標（KPI）を設定する。
 毎年度行う教員評価については、令和元年度からレポート提出及び面談を試行的に実施し、令和2年度からは本格的な実施を行うとともに、予算配分の重点化・効率化についても検討していく。

4. 調達・施設整備

競争性のある契約とするため、公開見積合せの導入や随意契約の金額基準の見直しを実施する。
 第5研究棟の施設整備費の工事について、発注方法の見直しなどの効率化を図った。（反映額: ▲58百万円）
 第5研究棟の付帯設備等の整備について、令和2年度予算案では未計上とし、コスト削減の検討を行うこととした。
 （反映額: ▲560百万円）

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(3) 地方創生推進交付金	共同	(東北財務局)	60,259の内数	57,223の内数	▲3,036の内数	—
事業の概要	「地方版総合戦略」に位置付けられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するために実施するものである。(本調査は支援対象事業分野の1つである「しごと創生」分野のうち「観光振興」に該当する事業について実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. KPIについて

地方公共団体は、継続事業に係る申請に当たっては、年度途中でKPIの達成見込みを把握し、それを交付申請時の計画に反映させるべき。また、特にKPIが未達成の事業について増額する場合は第三者評価を実施すべき。

内閣府は、目標達成に向けた進捗や費用対効果を踏まえ、事業の評価を行った上で、審査においてメリハリを付けるべき。

2. 先導性について

(1) 自立性の状況

内閣府は、交付申請時に記載させている自主財源計画について、その実績を把握し、自主財源の確保を含めた事業の継続可能性を十分に踏まえ、メリハリを付けるべき。

(2) 官民協働の状況

内閣府は、民間資金の導入等について、事業の特性を踏まえて評価すべき。また、官民協働の状況を交付申請の審査において具体的に考慮すべき。

(3) 地域間連携の状況

他の地方公共団体と連携している事業を優先的に採択するなど、交付申請の審査においてこれまで以上に考慮すべき。

(4) 政策間連携の状況

内閣府は、観光関連の補助金等について、補助要件などの厳格な確認及び補助対象の重複がないかについての慎重な審査を行うべき。

反映の内容等

以下、内閣府において実施した。

1. KPIについて

以下の2点について、地方公共団体に事務連絡を発出して周知を行った。

- ・KPIの達成(見込み)状況を踏まえた事業の見直し内容等の分析が不十分である場合は変更や継続を認めないこと
 - ・KPIが未達成の事業について増額する場合、原則として、第三者評価の実施が必要であること
- また、交付申請の審査においては、これらのKPIに関する分析等に基づきメリハリを付けることとした。

2. 先導性について

(1) 自立性の状況

交付金の申請様式に、自主財源額の実績(見込み)値を記載する欄及び目標未達である場合の理由とそれを踏まえた見直し内容を記載する欄を新たに追加した。

(2) 官民協働の状況

交付申請の審査において、民間資金を得て事業を実施する場合には高い評価となるよう評価基準を変更した。

(3) 地域間連携の状況

他の地方公共団体と連携して事業を実施することが効果的かつ効率的なもの(特に観光分野)については、広域連携事業とすることが望ましい旨を地方公共団体に周知し、審査における評価ポイントとすることとした。

(4) 政策間連携の状況

地方創生推進交付金以外の観光関連補助金の概要等をリスト化し、申請様式にこれらの補助金との重複排除に関するチェック欄を設けることとした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(4) 子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成事業)	本省	—	130,376 の内数	145,345 の内数	14,969 の内数	—
事業の概要	放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 交付金の算定方法について

放課後児童クラブの利用実態と乖離した「各月の登録を基に推計した利用児童数」ではなく、「実際に利用した児童数」を基に交付金の上限額を決定するなど、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討すべき。

2. 事業の在り方について

放課後児童クラブと放課後子供教室は、両事業を異なる事業として実施しているところ、

- ・ 「一体型」であっても別部屋で実施し、自由な往来は出来ない仕組みとなっている等、児童の立場に立った事業の運営となっているとは考えにくく、
- ・ 別々の事業として実施しつつも、太宗が児童の重複登録を可能としているため、一人の児童が両事業における交付金の算定対象となっている等、合理的・効率的な運営体制であるとは言い難いことから、別事業として併存させる在り方自体を見直すべき。

反映の内容等

1. 交付金の算定方法について

内閣府及び厚生労働省において、「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」の乖離について、まずは実態把握に努めるべく早急に調査を行い、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討する。

2. 事業の在り方について

放課後児童クラブと放課後子供教室は、事業の目的が異なるものとして、厚生労働省と文部科学省がそれぞれ制度を所管しているところであるが、まずは両事業の交付申請の時期や、申請様式等の統一化など、合理的・効率的な運営体制となるよう検討する。
また、一体型のメリットやその効果的・合理的・効率的な運用について、令和3年度の概算要求への反映も念頭に、3府省（内閣府・文部科学省・厚生労働省）において検討する。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
内閣府	(5) 地方消費者行政強化交付金 (地方消費者行政推進事業)	共同	(関東財務局)	2,200の内数	2,000の内数	▲200の内数	—
事案の概要	地方公共団体における地方消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を交付し、地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現及び地域の活性化に資することを目的とする。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 実施する地方公共団体数が極端に少ない事業については、メニューの廃止等について検討すべきである。
2. 地方消費者行政強化交付金 (以下「消費者交付金」という。) 以外の財源確保のため、交付金額の算定方法等の見直しについても検討すべきである。
3. 消費生活相談体制整備事業については、広域連携の積極的活用を含め、効率的な相談員の配置等を検討しつつ、消費者交付金以外の財源により取り組むべきである。
4. 消費者交付金はスタートアップ支援であり、活用期限到来前に当初の目的を達成した事業、地域ニーズが低い事業等については、速やかに終了すべきである。
なお、交付金への依存度が高い事業については消費者交付金以外の財源を確保する方策を検討すべきである。
5. 交付金事業が効果的・効率的に執行されているかどうかについて、事業ごとの目的の達成度等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、事業実施のための計画を策定し、事業の見直しなどを行っていく必要がある。

反映の内容等

1. 活用の少ない事業メニューの廃止について、地方公共団体の意見等も踏まえつつ、令和3年度の概算要求に向けて計画的に検討を進めていく。
2. 令和元年度から自主財源化の取組が不十分な一部の地方公共団体に対し補助率の引下げ (1/2⇒1/3)を行い、更なる取組の促進方策について検討を行う。
3. 消費生活相談体制整備事業については、広域連携による消費生活センターの設置を積極的に支援することを前提に、消費生活センター設置の目標については人口カバー率で設定することとしており、地方公共団体の限られた財政的・人的資源の中で効率的な地方消費者行政の体制整備に向けた取組を促進する。
4. 活用期限到来前の事業であっても地方公共団体に、真に必要な事業を精査させるなど、事業の速やかな終了に向けた取組を促進する。
また、消費者交付金以外の財源の確保については、引き続き、地方公共団体の首長等に対して自主財源化に向けた働きかけを行う。
5. 令和3年度概算要求に向けて、交付金事業の効果検証を行うこととし、効果的・効率的な執行となるよう事業の見直しなどを行う。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(6) 携帯電話等エリア整備事業	本省	—	3,165	1,511	▲1,654	▲435
事業の概要	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（LTE以降の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、それらの整備費用の一部を補助する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業の方向性

一部の携帯電話事業者から、「2023年度末までに、全てのエリア外人口を解消する」旨の計画が提出されている中で、「エリア外人口の解消」を目的とする事業を継続する必要性は認め難いことから、事業を抜本的に見直すべき。

2. 成果指標の妥当性

事業の抜本的な見直しの結果、仮に、非居住エリアで本事業を実施する必要性が認められた場合には、適切な成果指標（定量的指標と終期目標）を設定すべき。

その上で、効果検証が可能となるよう、当該成果指標を含めて、事業実施前後に、必要なデータを総務省に報告するよう、交付要綱を見直すべき。

反映の内容等

1. 事業の方向性

基地局施設の整備に対する補助について、その目的を、居住エリアにおける携帯電話サービスの確保（「エリア外人口の解消」）から、非居住エリアのうち、携帯電話事業者による自主整備が困難であるが災害対応等の観点から携帯電話サービスの確保が特に必要なエリアにおける圏外解消とするなど、事業のあり方の見直しを実施した。
(反映額: ▲435百万円)

2. 成果指標の妥当性

非居住エリアの圏外解消について、本事業の対象地域を3つのカテゴリー（道路、火山、その他）に分類した。

本事業の中心である道路については、全国を500m四方に区分したメッシュ（網目）のうち、道路を含むメッシュのエリアカバー率を成果指標とすることとした。

令和2年度からの10年間で、携帯電話事業者による自主事業を基本として道路を含むメッシュの圏外解消を概ね達成することを目指すこととし、本事業については、事業者の自主事業を補う観点から、令和6年度までの5年間を集中対策期間として実施することとした。

効果検証については、事業実施前後の携帯電話の利用状況に関するデータの報告を総務省に行うよう、交付要綱を見直し、2020年度から実施する予定としている。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
総務省	(7) 消防団の装備・訓練の充実強化に要する経費 (消防学校分)	本省	—	231	—	▲231	▲231
事案の概要	<p>災害現場の状況把握に有効なドローン、オフロードバイクを各都道府県の消防学校に無償で貸し付け、消防団員への教育訓練を実施することにより、消防団の災害対応能力の向上を図る。</p> <p>同様に、取扱いが容易な小型動力ポンプの無償貸付により、地域防災の新たな担い手として増加する女性・学生の消防団員に教育訓練を実施し、消防団の災害対応能力を向上させるとともに、女性・学生の消防団加入の促進を図る。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 消防学校での利用状況

- 「消防学校の教育訓練の基準」において、教育訓練時間の多くは、消防職員向けの研修に割り当てられており、そもそも消防団員への教育訓練に配分できる人員・時間数に限界がある。
- 本事業では、予め、地域毎のニーズ調査を行うことなく、全国の消防学校に一律にドローン、オフロードバイク、小型動力ポンプ（以下「ドローン等」という。）を無償貸付する方針としたことから、利用実績が低迷している。

2. 消防団への普及状況

- 研修の結果、消防団員がドローン等の有用性を認識しても、市町村の予算措置の制約がある。

⇒ 以上を踏まえれば、最新式の資機材であるドローン等について、都道府県消防学校での消防団員向け研修を通じて、消防団に普及するという立て付けに無理があると考えられ、消防団向けの支援の在り方を抜本的に見直すべきである。

反映の内容等

平成29年度から令和元年度まで行ってきた本事業については、予算執行調査の指摘等を踏まえ、令和元年度限りでドローン等の調達等を終了することとした。（反映額：▲231百万円）

なお、消防団については、地域防災力の充実強化という観点から、引き続き、国として必要な支援を行う。その一環として、本事業によりこれまで貸し付けられた資機材の都道府県消防学校における活用を促進するため、今後、各都道府県に対して研修の好事例の情報提供や助言等を行う。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
法務省	(8) 刑事施設のPFI運営事業に係る経費	本省	—	15,923の内数	16,475の内数	552の内数	—
事案の概要	刑事施設の過剰収容の問題を受け、速やかな収容能力の増強・マンパワー確保等のため、PFI手法が活用され、美祢・喜連川・播磨・島根あさひ社会復帰促進センター（以下「PFI施設」）が運営されているところ、刑事施設をとりまく状況の変化等を踏まえ、令和4年3月末に事業期間が終了する喜連川・播磨社会復帰促進センターの次期事業が、効果的・効率的に運営されるよう、これまでの事業の成果等を調査するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 作業業務（職業訓練）について

PFI施設において、個々の職業訓練の効果がどうか、入所している受刑者の違いが職業訓練の効果にどのような影響を与えているか、効果検証を行うべき。その上で、効果が認められるものについては、他の刑事施設・刑務官等も当該ノウハウを活用・横展開し、職業訓練の効果を向上すべき。

2. 分類・教育業務について

PFI施設における充実した就労支援について、どのような民間のノウハウ・ネットワークが有効かを把握・検証し、他の刑事施設・刑務官等も当該ノウハウを活用・横展開すべき。また、受刑者の違いが効果にどのような影響を与えるかという点について分析すべき。教育分野では効果検証を行うよう要求水準書の改善を検討すべき。

3. 警備業務について

過剰収容が解消されている現在、PFI施設において、受刑者の制圧等公権力の行使が一部民間委託できない当該業務については刑務官等の配置の効率化が図られないのであれば、委託内容の抜本的な見直しをすべき。

4. PFI施設と一般施設のコスト比較について

PFI施設において、業務分野ごとの費用対効果を分析することが不可欠である。

PFI施設において、警備業務等の見直しや、業務分野ごとの情報や民間業者との契約の仕方、受刑者数の変動に伴う対応などデータに基づく分析・検討を行うべき。

PFI運営事業を継続中の島根あさひ・美祢社会復帰促進センターにおける事業の効率性を高めるため、法務省は、これら2施設へ対象収容者を集約し、収容率の増加を図るべき。

反映の内容等

1. 作業業務（職業訓練）について

事業期間を10年間（令和2及び3年度は契約等準備期間のため令和4年度より歳出化額が発生。）としている喜連川・播磨社会復帰促進センターの次期事業（以下「次期事業」）においては、職業訓練の効果検証を実施することとし、効果の高い訓練については、他施設においても積極的に実施することを計画している。

2. 分類・教育業務について

次期事業では、分類・教育業務の実施効果の検証を行うこととしたほか、教育分野の改善指導においても、定期的にカリキュラムの見直しを図ることとして要求水準書の作成を進めている。また、効果の高いプログラムは、他施設においても積極的に実施することを計画している。

3. 警備業務について

次期事業では、PFI手法から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を活用した民間委託に移行する計画としているが、総務業務・警備業務については、必要な範囲に絞った上で、収容人員の動向等を踏まえ、柔軟に職員の配置の見直しができるよう単年度の民間委託に切り替えることを計画しており、それにより合理化を図る。

4. PFI施設と一般施設のコスト比較について

PFI施設において各業務ごとの費用対効果の分析を行うこととして、検討を進めている。

次期事業において、受刑者数の変動に応じた支払いを可能とする契約を計画している。

矯正局から移送計画を作成する各矯正管区に対して、島根あさひ・美祢社会復帰促進センターへの移送を促進する通知を発出して、積極的に両センターへの移送を実施することを計画している。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(9) 遠隔多者間会議システムに係る経費	本省	—	3	4	2	—
事案の概要	外務省では、緊急事態発生時に本省と在外公館の間で迅速かつ確実なコミュニケーションを行うために、本省と17在外公館において遠隔多者間会議システム（以下、「テレビ会議システム」という）を配備している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

テレビ会議システムの活用について

国際機関でのテレビ会議（スカイプ等含む）の使用状況を踏まえると、外務省においても使用機会を一層増やすべく、在外公館ではテレビ会議システムの使用方法の見直しを図るべきである。また、本省では、引き続き国際機関等との打ち合わせも含め、テレビ会議システムの更なる使用に努めるべき。

出張旅費の効率化について、外務省効率化推進計画にあるとおり、出張旅費の効率化が図られているか検証すべき。

反映の内容等

テレビ会議システムの活用について

テレビ会議システムの活用について、本省においては平成30年度実績で年間約230件使用している状況ではあるが、引き続き各課室の要望を踏まえつつ、国際機関等との打ち合わせでの活用も含め、更なる利用促進に努めていく。

また、利用実績が少ない在外公館配備機器については、緊急事態以外の用務でも利用できることを周知し、利用の促進を図っていくこととする。

(注) 令和2年度には、現有機器の保守期間終了に伴い、次期機器の運用開始を予定している。

出張旅費の効率化について、これまでも出張案件の優先順位を踏まえた無駄の無い効率的な予算執行に努めているところであるが、テレビ会議を活用するなど、引き続き更なる効率化について検証していく。

<参考>

・テレビ会議システム外務本省使用実績（7月～11月）
平成29年度:119回 平成30年度:93回 令和元年度:145回

・テレビ会議システムによる節約額（令和元年7月～11月）
①出張案件からテレビ会議システムに切り替えた案件 8件
②上記①に伴う節約額（旅費） 約12百万円

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	(10) 親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	本省	—	2,353	1,847	▲507	—
事案の概要	対外発進力を有し、将来を担う人材を招へいし、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、また日本の外交姿勢や魅力等について被招へい者に対外発信を行ってもらふことなどを通じて、日本の外交基盤を拡充しようとするものである。 (本調査は、平成29年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 訪日テーマの一層の具体化等

- (1) 原則、訪日経験がある者は招へいの対象外とすべき。
- (2) より具体的な訪日テーマとそれに沿った訪問先を選定すべき。
- (3) 先進国・地域向けプログラムにおいては、訪日テーマと関連のないいわゆる観光地の訪問は原則として認めないこととすべき。
- (4) 各所を訪問する趣旨が十分に理解されるよう、無理のない行程を組むべき。
- (5) 我が国の外交姿勢について、参加者に対して原則説明・周知する機会を設けるなど、より一層取組を強化すべき。
- (6) フォローアップについては、中長期的にも行うこととし、効果の把握・検証を行うべき。

2. 参加者による自己負担

- (1) 一定の経済力がある非ODA国・地域の社会人を対象とするものについて、自己負担の試験的導入の拡大・本格導入を行うなど、取組を強化すべき。
- (2) 元々自力で訪日できる経済力があると見込まれる者(学生の場合、保護者を含む)については、参加者の検討に当たって、各国・地域の事情を踏まえ必要に応じて優先順位を下げるなどの検討を行うべき。

反映の内容等

1. 訪日テーマの一層の具体化等

- (1) 被招へい者の応募者要件を「原則として訪日経験がない者」へと変更した。
- (2) 交流プログラムのテーマについて、具体的に設定し、訪問先の選定においても、当該訪日テーマに沿ったものとする旨を実施要領に追記した。抽象度が高いテーマについては、明確なサブテーマの設定を行うこととした。
- (3) 先進国・地域向けのプログラムにおいては、訪日テーマと関連のないいわゆる観光地の訪問は原則として避けることとした。
- (4) 各所を訪問する趣旨が十分理解されるよう、訪問場所や滞在時間等を十分に考慮することとした。
- (5) プログラムにおいて、参加者に対して我が国の外交姿勢を原則説明・周知する機会を設けることとした。
- (6) 在外公館において、中・長期的なフォローアップを行うこととし、被招へい者の帰国後について、日本への留学、JETプログラムへの参加等について継続的に確認を行うなど効果の把握・検証を行い、本省へ報告することとした。

2. 参加者による自己負担

- (1) 平成30年度に試験的に導入された「非ODA国(北米)の一部招へい事業における被招へい者の自己負担」については、試行期間を終了し、引き続き実施することとした。また、同地域における自己負担の拡大について、令和2年1月に試験的に導入することを予定している。
- (2) 自力で訪日できる経済力があると見込まれる者の参加者の選定については、「経済力」の有無に係る客観的な判断の可否について検討している。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(11) 輸出入貨物分析機器整備経費	本省	—	273	293	20	▲11
事案の概要	<p>各税関及び関税中央分析所では、輸出入貨物については、品目毎に定められた関税の徴収や社会悪物品の水際取締り等を行うにあたり、貨物の成分分析等を行う必要があるため、各種分析機器の整備を行うとともに、関税中央分析所では、新たな分析方法及び輸入貨物等取締検査機器の開発のための調査・研究を実施している。 (本調査は、平成25年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 分析機器の購入・更新経費について

・使用実績が少ない分析機器についても、維持管理費用が発生するものがあるため、機器の廃止を検討するとともに、複数の税関で保有している機器で使用実績が少ない機器は、関税中央分析所若しくは検査実績の多い主要税関や近隣税関に集約すべき。

・なお、今後も技術進歩による分析機器の高性能化等が期待されるところであることから、機器の購入・更新の際には、可能な限り複数の分析機能を有する機器を導入するなど、全税関等において分析機器の購入・更新経費の更なる効率化に向けて取り組むべき。

2. 取締検査機器の調査・研究経費について

引き続き、外部有識者による実用化可能性の観点を含めた中間評価等を行うことなどにより、より実用化を見据えた方策や調査研究期間の短期化への取組を継続して行うべき。

反映の内容等

1. 分析機器の購入・更新経費について

耐用年数を超過した使用実績の少ない機器等の集約化・廃止を検討するとともに、リース期間が満了する機器について、機器の状態、使用頻度及び業者によるメンテナンス対応の可否等を検討し、3機器の更新を見送り、再リースによる経費の削減を図った。

引き続き、リース契約満了の際には、再リースの可否の検討を行うなど、分析機器の購入・更新経費の更なる効率化に向けて取り組むこととする。

(反映額: ▲11百万円)

2. 取締検査機器の調査・研究経費について

今後も改善点・検討の方向性を踏まえた上で、既に存在する技術・市販品等の機器を税関における使用に適したものに改良する等、コスト削減に向け、調査研究期間の短期化及び実用化可能性の高い研究への取組を継続することとする。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
財務省	(12) 確定申告・納税手続に関する情報提供経費	本省	—	316	308	▲8	▲5
事案の概要	確定申告・納税手続に関する情報提供は、申告納税制度の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するために実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 広報の実施状況について

国税庁が実施するテレビCMと国税局が実施するケーブルテレビCMの放送エリアの重複や、同一駅構内においてポスター掲示とデジタルサイネージ放映が並存するなど、一部、非効率な状況となっていたことから、広報エリアや手法等の重複を解消し、広報の効率化を図るべき。

2. 広報効果、納税者ニーズとのマッチングについて

確定申告を行った者（行う予定の者を含む。）に対する調査の結果、インターネット、テレビ、新聞などの媒体については、実際に情報提供を受けて認知した割合、情報提供を希望する割合が共に相対的に高く、また、ラジオ、横断幕・懸垂幕、大型ビジョン等については、共に低い割合となっていることから、これらの効果検証の結果や納税者ニーズを踏まえ、効果が小さい媒体や納税者ニーズの低い媒体による広報を廃止・縮減するなど見直しを行った上で、効果及びニーズがより高い媒体に重点化するなど、より効果的な広報に向けた取組を図るべき。

3. e-Taxの利用促進について

e-Taxの利用率は堅調に推移しているが、他方、書面で申告した者（する予定の者を含む。）の過半数が、e-Taxを利用しなかった理由として、平成31年1月からマイナンバーカード及びICカードリーダーライター無しでe-Taxを利用できるにも関わらず「マイナンバーカードやICカードリーダーライターを取得していない」としており、また、「e-Taxを知らなかった」としているケースもあり、必ずしも広報がe-Taxの利用促進につながっていない状況も見受けられたことから、広報の実施に際しては、e-Taxの利用手続の簡便化・メリット等について重点的に周知するなどにより、更なるe-Taxの利用促進につなげるべき。

反映の内容等

1. 広報の実施状況について

駅貼りポスターについて、同一構内にデジタルサイネージ放映が並存しているものを廃止した。（反映額：▲0.7百万円）

国税局実施のケーブルテレビCMについて、国税庁が実施するテレビCMと放送エリアが重複しているものを廃止した。（反映額：▲0.9百万円）

放送エリアが重複するラジオCMについて、認知度が低いラジオ局による放送を廃止した。（反映額：▲1.5百万円）

配布エリアが重複する雑誌広告について、認知度が低い雑誌による広告を廃止した。（反映額：▲0.8百万円）

2. 広報効果、納税者ニーズとのマッチングについて

デジタルサイネージ放映について、地域における認知度が低く、広報効果が小さいものを廃止した。（反映額：▲1.2百万円）

雑誌広告について、地域における認知度が低く、広報効果が小さいものを廃止した。（反映額：▲0.3百万円）

3. e-Taxの利用促進について

e-Taxの利用促進に関して、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、令和元年分の所得税の確定申告からスマートフォンを利用したマイナンバーカード方式による申告が可能となるとともに、スマートフォン等専用画面の利用可能対象範囲が拡大するため、e-Taxの利用手続の簡便化・メリット等について、テレビCM、ポスター、国税庁ホームページなどにより重点的に周知することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(13) 公立学校施設整備事業	共同	(福岡財務支局)	160,816	116,479	▲44,337	—
事案の概要	<p>公立学校施設は、学校教育法第5条により設置者である市町村が維持管理し、その経費を負担することが原則とされているが、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園等の校舎等）の建設や改修に要する経費について、国が一部を負担又は交付している。現在、建築後25年以上経過した建物面積が全体の7割を超えるなど、老朽化した公立学校施設の急増が問題となっているが、これらの老朽施設について適切な維持管理がなされてきたかどうかの実態までは把握できていない。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

反映の内容等

1. 個別施設計画について

- 個別施設計画を策定している学校施設は約2割しかなく、今年度中又は来年度中の策定に向けて作業中の施設も約半数であり、今後も策定の予定がない又は見込みが立っていない学校施設が多数存在する状況にある。
- 長寿命化を前提とした計画の中から優良事例となる計画の共有を行うといった取組のほか、個別施設計画に基づいた適切な維持管理がなされている自治体に係る事業の優先度を高くするといった対応により、個別施設計画の策定を促す必要があるのではないか。

2. 維持管理・修繕の実績について

- 施設の長寿命化において重要である予防的修繕の実施状況は金額ベースで1割程度であったほか、過去5年間において全く実施していない学校も存在しているなど、予防的修繕の重要性に対する認識に課題があるのではないか。
- 老朽改修事業の採択については、個別施設計画を策定した上で、適切な維持管理・修繕がなされている場合に限定するとともに、長寿命化に向けた取組実績に応じた優先度合とするべき。また、将来的には「老朽改修」から「長寿命化改修」へシフトし、「建替え（改築）」の採択は「長寿命化改修」を行ったものに限定することとし、安易な建替えを抑制すべき。

1. 個別施設計画について

- 自治体の職員を対象とした説明会等を開催し、個別施設計画の標準的な様式を示し、より具体的に留意点等を解説するとともに、先進的な取組事例を紹介することなどを通じて、同計画の策定を促す。
- また、令和2年度の事業の採択に当たっては、個別施設計画策定済みの自治体に係る事業の優先度を高くするなどし、計画策定期限である令和2年度末までに確実に計画を策定させる。

2. 維持管理・修繕の実績について

- 長寿命化を促進する観点から、築40年超で実施する現行の「長寿命化改修」（建物の耐久性を高め使用年数を80年超へ延長する改修）に加え、築20年程度で実施する建物の構造躯体の腐食防止など部分的な性能回復を図るための「予防改修」の制度を令和2年度から創設する。
- また、この「予防改修」の事業採択に当たっては、個別施設計画に基づいた事業のみを対象とすることで、各自治体の予防的修繕の重要性の意識を高め、同計画に基づいた適切な維持管理・修繕を促す。
- なお、これまで築50年程度の建替えを前提として、築30年程度で行ってきた機能維持のための「大規模改造事業（老朽改修）」については、「長寿命化改修」へのシフトを図るため、令和4年度末までに廃止する方向で制度改正を進める。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(14) 独立行政法人運営費交付金（国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構）	本省	—	10,423	10,311	▲112	▲0

事案の概要 独立行政法人運営費交付金（国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構）は、各独立行政法人の個別法に規定された目的の達成のために必要な事業を実施するために交付するものである。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 国立青少年教育振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に対応するにあたっては、施設数の適正規模を検討するとともに、<u>利用料が免除されている青少年等利用者及び日帰り利用者から利用料をいただくことや稼働率の改善によって、質向上のための職員の意識向上を図り、その財源を施設整備に充て、更なる利用者増につなげるべき。</u> 支出の効率的な取組として、<u>施設共通的な物品類について、一括調達の実施とともに競争入札の実施による効率化を徹底するべき。</u> <p>2. 国立女性教育会館</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の有効な活用のため、<u>本来業務たる指導者研修の参加人数の抜本的な増加と、研修開催経費の見直しを行うべき。</u> <p>3. 教職員支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の有効な活用のため、<u>民間の知見等の活用も検討し、特に遊休期間の施設利用の促進を図るとともに、研修参加者の増加と研修開催経費の見直しを行うべき。</u> 	<p>1. 国立青少年教育振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立青少年教育振興機構は、<u>施設の老朽化対策の財源確保のため、利用料金体系の見直しなど自己収入増収策を検討することとした。</u> なお、検討にあたっては、有識者を含めた文部科学省及び国立青少年教育振興機構による検討会議を設置し、次期（第4期）中期目標・中期計画（令和3年度～7年度）の策定プロセスにおいて検討することとしている。 支出の効率的な取組として、<u>競争入札の実施に努めるとともに、一部の物品（蛍光灯、事務用品等）については他法人も含めた共同調達を行っているところであるが、引き続き取組の費用対効果及び効率化について検証のうえ取り組んでいくこととした。</u> <p>2. 国立女性教育会館</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立女性教育会館は、<u>既存の主催研修の定員数を増員するとともに、一部研修について企画・実施をアウトソーシング（共催化）することで業務・経費の効率化を図り、その分、新たな研修の企画を行うことで更なる研修機会の充実を図ることとした。</u> （反映額：▲0.5百万円） <p>3. 教職員支援機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員支援機構は、<u>遊休期間の施設利用を促進するため、企業研修を中心に取り扱う民間企業のノウハウを活用した広報手法等</u>を検討し、取引業者や近隣の教育機関に対して利用を促すことにより、令和2年度以降の利用拡大に繋げることとした。 また、令和2年度においてセミナーを2つ新規開催し、<u>参加者の増加に努めるとともに、一部研修資料をペーパーレス化することにより研修開催経費の更なる削減を目指すこととした。</u>

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(15) 国立大学法人運営費交付金等	本省	—	1,097,055の内数	1,080,672の内数	▲16,383の内数	—
事案の概要	国立大学の教員の活動状況、特に、教員養成系大学(11大学)における大学別・年齢層別の教育・研究活動状況を分析するとともに、国立大学(86大学)の教員の採用年齢層を調査し、予算配分の適正化について検討する。 (本調査は、平成24年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 教員養成系大学(11大学)における教員の活動状況について

- 教員養成系大学を例にとり教員の教育研究活動の状況を調査したが、質を問わない授業時間、論文数といった量的側面においてすら、大学間で格差が生じている状況にある。
- 教育研究活動の実績が明らかでない教員が相当程度存在しており、文部科学省においてより詳細な実態の分析を進めるとともに、教育研究の質の向上の観点から、より実効的に各大学自ら人事マネジメントを見直していくことが必要ではないか。その際、雇用継続や任期制教員の任期延長に活用するといった業績評価の在り方も改善していく必要があるのではないか。

2. 国立大学(86大学)の教員の採用年齢層について

- 採用された本務教員(その大学に籍を置く常勤教員)のうち、50歳以上で採用される割合は全体として上昇傾向にある。
- 若手研究者比率の減少が日本の研究力低下の一因であるとする指摘があるが、ほぼ全ての分野において、大学自らシニア層を以前よりも積極的に採用している状況にある。人事・任用は大学の裁量となっていることを踏まえれば、若年層の採用を積極化させるなど、大学自ら従来の人事慣行を見直すことで改善できる余地が大きいのではないか。

⇒ 以上を踏まえれば、運営費交付金等の配分に際しては、相対評価のメカニズムを活用するなどし、こうした改革に取り組む大学を重点的に支援していくことが必要ではないか。

反映の内容等

1~2. について

- 令和元年度より、国立大学法人運営費交付金のうち、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を実施することで、人事マネジメントの見直しや若手研究者の積極的な採用に取り組む大学へのインセンティブ付けを図ることとしている。
- その中で、左記の指摘事項も踏まえ、若手研究者比率の指標を継続するとともに、優れた業績の教員が適切に評価され、雇用継続や任期延長に活用される仕組みの導入状況を確認できるように、人事給与マネジメント改革の指標を見直し、更に、常勤教員当たりの研究業績数や常勤教員当たりの科研費獲得額・件数の指標を取り入れることとした。
- 更に、成果に係る客観・共通指標に基づく配分基礎額(700億円→850億円)及び再配分率(±10%→±15%)を拡大することにより、改革に取り組む大学への重点支援を強化することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(16) スーパーサイエンスハイスクール支援事業 (国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金)	共同	(中国財務局)	2,219	2,219	-	▲3
事案の概要	国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール」として指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、実験等を通じた体験的・問題解決的な学習を支援するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業効果及び効果検証について

事業開始から長期間経過しているにもかかわらず、有効な評価方法が確立されていないことから、文部科学省が主体的に、明確な評価基準を示すとともに、各指定校に検証可能な到達目標を立てさせるよう制度を改善していくべき。

2. 研究開発成果の普及活動（横展開）について

非指定校や近隣小中学校への成果還元を本事業の採択要件や評価項目として盛り込むなど、各指定校が確実に普及活動に取り組むような制度設計とすべき。

早期の自立を促すため、

- ・ 交付額の抑制・補助形式の導入
- ・ 継続指定は2期までとするなど、採択基準の厳格化
- ・ 指定期間終了後の自走化等に向けた取組方針が明確である学校に限定

といった見直しを行うべき。

3. 研究機器等の購入及び使用状況について

より効率的な調達となるよう、

- ・ リースや企業・大学等からの借受等についても事前検討要件にするなど調達ルールを厳格化すること
 - ・ 受益者負担を求める補助形式を導入すること
- を検討すべき。

反映の内容等

1. 事業効果及び効果検証について

評価基準や到達目標の設定については、文部科学省において、令和元年末までに管理機関や指定校を対象として実施したアンケート結果等を踏まえ、指導法・評価・普及に関する実践事例やモデルとなる事例集を令和2年夏頃までに作成する。また、随時、内容の更新・充実を図る。

更に、上記事例集等を踏まえ、公募や中間評価の際の評価項目の設定、各指定校の評価における有効かつ客観的な評価基準の設定に資するよう、令和2年中に評価ガイドラインの提示を行う（ガイドラインは適宜改訂を行う）とともに、令和4年度までに新たな評価基準に基づく運用を開始する。

2. 研究開発成果の普及活動（横展開）について

制度設計については、文部科学省において、指定校が目指すべき姿や指定の在り方、指定期間、採択基準、交付額の抑制・補助形式の導入等について有識者会議を通じて具体的な検討を進めるとともに、実施にあたって関係機関への周知を図り（令和2年夏頃～令和3年夏頃）、令和4年度から新たな仕組みの適用を開始する。

なお、早期自立を促す観点から、令和2年度において5期目となる指定校に対する支援額を2割削減した。（反映額：▲3百万円）

3. 研究機器等の購入及び使用状況について

調達ルールについては、文部科学省及び科学技術振興機構において、令和元年度中に、リースや企業・大学等からの借受等も事前検討要件にするなど、購入物品に係る事務マニュアルの改訂を実施し、厳格化するとともに、令和2年度以降についても必要に応じて随時事務マニュアルの見直しを進める。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
文部科学省	(17) 伝統文化親子教室事業	共同	(東北財務局)	1,284	1,293	9	—
事案の概要	伝統文化親子教室事業は、子供たちに対して、民俗芸能などといった伝統文化等を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、伝統文化等を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養(かんよう)するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 補助水準について

- 参加者1人あたりの国費の上限や総事業費に対する国費の割合の上限を設けることにより、国費あたりの参加児童生徒数を増加させるよう事業の見直しを検討すべき。

2. 事務作業の委託について

- 平成30年度行政事業レビューにおいて「自治体と協力しつつ課題を洗い出して実施方法を検討する」とされていることも踏まえ、地方自治体と連携するなど、事業実施方法の見直しを検討すべき。

3. 実績確認について

- 参加児童生徒数が、10人を大きく下回っている場合や、毎年度継続的に10人を下回っている場合など、採択基準を満たさない場合は当然として、本事業の目的である「計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する」に沿わない運営を行っている教室については、やむを得ない場合を除き不交付とするなど、実績も確認した上で適切に審査を実施すべき。
- 新たに対象外となった分野をこれまで実施していた教室については、事業の採択に際して、特に注意して審査を実施すべき。

反映の内容等

1. 補助水準について

- 補助水準については、これまで教室規模に依らず一律だった国費の上限額を参加児童生徒数の規模に応じたものとし、参加人数に応じて適正額を付与する仕組みに見直しを行った。

2. 事務作業の委託について

- 事業の実施にあたっては、地方自治体がとりまとめとなって、複数の教室への委託を実施する類型を新設し、地方自治体との連携を強化することとした。

3. 実績確認について

- 過去に参加児童生徒数が10人を下回った教室から申請があった場合には、外部の審査委員会で教室側の改善策等について審査の上、採否を決定することとした。また、採択後においても10人を下回った場合に理由書を徴取し、必要に応じて委託額を調整することができる仕組みを導入することとした。
- 審査に際しては、申請内容を文化庁及び事務局で事前審査した後、外部の審査委員会が審査することとし、対象外の分野を採択しないよう慎重に審査を行う仕組みとした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(18) エイズ対策促進事業	本省	—	116	117	1	—
事業の概要	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、エイズ対策の推進を図る観点から、地域の実情に応じたきめ細かな事業を講ずるため、都道府県等が行うエイズ対策促進事業に対し、補助するものである。 （本調査は、平成23年度予算執行調査（平成21年度予算執行調査のフォローアップ調査）のフォローアップ調査として実施。）						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

施策の評価等の実施状況について

- 事業の実施主体である都道府県等においては、全ての自治体で施策目標等を設定するとともに、各事業の実施状況を評価すべき。
また、施策目標等については、地域の実情及び施策の性質等を踏まえつつ、基本的には、定量的な指標とすべき。
- 国においては、施策の評価が平成24年のエイズ予防指針改正以降行われていないことから、国や都道府県等が実施した施策の実施状況等を評価すべき。
なお、施策の評価を実施する際には、エイズ予防指針の改正にも資するものとなるように留意すべき。

反映の内容等

施策の評価等の実施状況について

- 実施主体の都道府県等に対して、地域の実情及び施策の性質等を踏まえつつ、全ての自治体で施策目標等を設定するよう、令和元年度中に依頼する予定である。
- 令和2年度より、国や都道府県等が実施した施策の実施状況等を調査・収集し、評価する予定である。
なお、施策の評価を実施する際には、エイズ予防指針の改正にも資するよう進めていく予定である。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(19) 労災特別介護援護経費	財務局	四国財務局	2,476	2,300	▲175	▲65
事案の概要	<p>全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。</p> <p>本事業については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札(いわゆる市場化テスト)を実施し、受託者の選定を行っている。本施設の運営受託者とは3年契約(平成29~令和元年度)を締結しており、次期契約(令和2年度~)に向けて、今年度は調達内容の見直しを検討する時期にある。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 施設の稼働状況について

入居率の低い状態が続いている施設が複数みられ、施設の利用状況に地域差が生じていることから、入居率向上のため、施設間の入居調整や入居対象者宅への訪問などの取組をこれまで以上に促進すべき。

また、短期滞在型介護サービスの利用については、常時2床を確保しているにもかかわらず、多くの施設で低調な状況であったことから、短期滞在型介護サービスについては、施設の周知を図る上でも有用であり、特に、入居率の低い施設においては、その利用促進を図るべき。

なお、施設への入居要件を満たす重度被災労働者の地域別人数をみると、人口の偏在に応じ、関東甲信越や近畿で多く、北海道や四国で少ない状況であることから、将来の運営を見据え、重度被災労働者の居住地域の偏在に応じた定員の見直しや、多床室に対するニーズへの対応策について、併せて検討すべき。

2. 入居者の健康増進等のための設備の利用状況について

大阪施設を除く7施設に設置されているゲートボール場及びテニスコートは、そもそも車いすや歩行不能な入居者が大半を占める中で、ほとんど利用されていない状態であったことから、入居者の利用要望や設備の実態に応じた活用方法を検討し、有効に利用すべき。

反映の内容等

1. 施設の稼働状況について

施設の稼働状況については、従来からの入居促進に係る取組により新規入居者が増加するなど効果が上がっていることを踏まえ、当該取組に加え、入居対象となる労災年金受給者への施設入居促進に係るアプローチとして、現在、対象者全員に送付している施設の案内を障害等級が高い労災年金受給者に対しては送付する頻度を増加させることや入居者が比較的少ない60歳未満の対象者についても丁寧に入居促進を行うこと、短期滞在型介護サービスについても積極的に周知・利用促進を図ること、施設間の入居調整をこれまで以上に促進することなどを行う予定である。

なお、令和2年度予算では、入居者が特に少ない2施設について、入居者数の実態に応じた看護職員及び介護職員の配置となるよう予算を減額した。(反映額:▲65百万円)

また、入居定員の見直し及び多床室のニーズ調査を行うこと等について検討する予定である。

2. 入居者の健康増進等のための設備の利用状況について

健康増進等のための設備については、入居者に対し利用要望の調査を行うことや設備の実態に応じた活用方法、入居者以外の者による利用のあり方についても検討する予定である。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(20) 障害福祉サービス等報酬	本省	—	280,993の内数	341,995の内数	61,002の内数	—
事案の概要	<p>障害福祉サービス等のうち、児童発達支援は、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものである(例:着替え、排せつ等)。</p> <p>障害福祉サービス等に係る給付費は、全体として近年増加してきているが、児童発達支援について見ると、その伸びは著しく、総費用額の伸び率は、障害福祉サービス等の全サービス平均の総費用額の伸び率を上回っている。</p> <p>厚生労働省の「平成29年障害福祉サービス等経営実態調査」によれば、児童発達支援事業所の平均収支差率(収入-支出)/収入は4.8%であり、全サービスの平均収支差率5.9%を下回っている。一方、多くの事業所が参入している中、事業所の類型や利用定員に応じた収支の実態を検証し、今後の適切な報酬設定につなげていくことが重要と考えられる。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 事業所類型別の報酬設定

児童発達支援事業所には、児童発達支援センター(以下「センター」とセンター以外の事業所(以下「その他事業所」)の2類型があり、それぞれ異なる報酬単位が定められている。

その他事業所については、センターとの人員基準等の差を踏まえ、相対的に低い報酬が設定されている。

一方、調査の結果、その他事業所は、センターと比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。

このため、次期報酬改定において、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、適正化を図る余地がある。

2. 利用定員別の報酬設定

その他事業所のうち、利用定員10人以下の事業所の報酬は、11人以上の報酬と比較して高く設定されている。

調査の結果、利用定員10人以下の事業所は、11人以上の事業所と比較して平均収支差率が著しく高いことが確認された。

このため、1. で述べた、その他事業所の報酬の適正化に当たっては、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう精査すべきである。

反映の内容等

1. 事業所類型別の報酬設定

「事業所類型別の報酬設定」については、その他事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、次期報酬改定(令和3年度)に適切に反映させる。

2. 利用定員別の報酬設定

「利用定員別の報酬設定」についても、特に定員規模10名以下の事業所の報酬について、サービスの質を適切に評価しつつ、事業に要するコストに見合ったものとなるよう、次期報酬改定(令和3年度)に適切に反映させる。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(21) 介護報酬	本省	—	2,884,149 の内数	3,034,242 の内数	150,093 の内数	—
事案の概要	併設事業所を利用しているサービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）居住者の介護サービス利用実態について、厚生労働省より提供された「要介護認定情報・介護レセプト情報等」の集計表情報を活用し、調査を実施した。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 一般在宅等のサービス利用者と併設事業所を利用しているサ高住居住者の比較

介護サービスの総単位数については、併設事業所を利用しているサ高住居住者の方が一般在宅等のサービス利用者よりも、要介護度ごとの平均値が25～45%ほど高いことが確認できた。

また、限度額管理対象総単位数を比較すると、区分支給限度額の90%以上の利用割合については、併設事業所を利用しているサ高住居住者の方が一般在宅等のサービス利用者よりも要介護ごとの値が15～35%ほど高く、要介護度が高くなるほどその割合が高くなる傾向が見受けられた。

2. 同一建物減算見直し前後におけるサービス利用量の変化

同一建物減算については、平成30年度の介護報酬改定において見直しが行われ、減算幅を見直すなど適正なサービス利用を促すような仕組みが導入されたところであるが、併設事業所を利用しているサ高住居住者について、介護サービス利用量を平成29年10月と平成30年10月で比較したところ、「限度額管理対象総単位数」の平均値、区分支給限度額単位数90%以上の利用割合がともに増加しており、その増加幅は、特に低い要介護度において、一般在宅等のサービス利用者よりも大きい傾向が見受けられた。

これらの結果を受け、今後、より詳細な分析を行うため、サ高住の併設事業者の経営実態などを把握することが有用ではないか。

反映の内容等

1～2. について

令和3年度の介護報酬改定に向けて、その前提となる介護事業経営実態調査について、厚生労働省において介護保険サービス以外の事業を行う事業者も含め多様な事業者の介護保険に関する経営状況を適切に把握できるよう調査方法・集計方法等の改善を行うこととしている。



反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(22) 診療報酬 (調剤報酬)	共同	(近畿財務局)	11,669,213の内数	11,861,974の内数	192,761の内数	-
事業の概要	<p>診療報酬のうち調剤の技術料については、入院医療費や外来医療費の技術料部分と比較して伸びが大きい。また、調剤基本料は、基本的に処方せんの集中率と受付回数に応じて設定されているが、2018年度(平成30年度)診療報酬改定において、以下の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる大型駅前薬局に係る調剤報酬について更なる評価の見直しを実施 ・かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を対象に「地域支援体制加算」を新設 						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 調剤基本料1を算定している薬局の実態等について

- 調剤基本料は、薬局の運営維持に要するコストを処方せんの集中率と受付回数の側面から評価したもの。実際に、集中率の低い面分業の薬局の方が備蓄している医薬品目数が多い傾向があり、高コストと考えられる。
- いわゆる大型駅前薬局を除くと、処方せんの集中率が高い薬局であっても調剤基本料1が算定されている。こうした薬局の中には比較的規模の大きな薬局も含まれているが、処方せんの集中率が低く比較的規模の小さな薬局と同様に調剤基本料1が算定されることについて見直しを行うべきではないか。

2. 地域支援体制加算を算定している薬局の実態等について

- 今回の調査においては、地域支援体制加算を算定している薬局は全て調剤基本料1を算定している薬局であった。これらの中では、
 - ・処方せんの集中率が85%を超える薬局が約3割を占め、
 - ・在宅患者への対応が平均して月1回未満の薬局が約2割、月2回未満の薬局が約4割を占める
 という状況になっており、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価するという当該加算の制度趣旨に沿ったものになっていないのではないか。
- 地域支援体制加算については、
 - ・調剤基本料1を算定していることによる要件の大幅緩和措置を撤廃するとともに、
 - ・真に地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価する観点から、在宅患者への積極的な対応も含めた厳格な実績要件を改めて設定するなどの見直しを行うべきではないか。

反映の内容等

1~2. について

- 調剤基本料や地域支援体制加算などの調剤報酬については、中央社会保険医療協議会における令和2年度診療報酬改定の議論の中で結論を得ることとされている。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(23) 農地中間管理機構事業費のうち事業推進費	共同	(東海財務局)	1,150	1,979	829	—
事案の概要	(1) 都道府県ごとに指定された農地中間管理機構における農地の貸付・借受条件の説明や交渉等の農地の集積・集約化に要する経費、 (2) 都道府県における農地中間管理機構の監督等に要する経費に関して、全部又は一部を国費により負担する。 国費は、都道府県に造成された基金からの支出額及び都道府県に対する一般会計予算からの補助金により構成される。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 効率的な集積・集約化に向けて

- 農地中間管理機構の取組については、事業推進費予算の一部に傾斜配分枠を設け、農地集積の予算執行が効率的な都道府県に手厚く、非効率的な都道府県に手薄く配分するなどして、事業推進費予算の配分方法を改善すべき。
- 農林水産省においては、補助対象経費の詳細について検証・分析が十分に行えるよう、補助要綱を改正して都道府県及び農地中間管理機構から報告を求めべき。
- 農地集約化の指標については、一部の農地中間管理機構が進めている取組例を参考にしつつ、全国的に活用可能な指標について、データの収集方法を含め検討すべき。その上で、農地集約化の指標を活用した予算の傾斜配分の方法についても検討すべき。
- 農地転貸面積を増加させる取組として、「地域のキーパーソンに対し、事業の実施等を働きかける取組」などが挙げられたが、各農地中間管理機構に横展開するなどして、農地の集積・集約化を推進すべき。

2. 実質的負担額について

- 実質的負担額を構成する賃金を適切に按分して算定できるよう、按分ルールを整備すべき。その際、実質的負担額は国費の金額に影響することから、按分ルールは例外の少ない統一的な方法とすべき。
按分割合については、業務日誌や証拠書類に基づいて算出されるよう補助要綱を改正し適正に交付すべき。

反映の内容等

1. 効率的な集積・集約化に向けて

- 事業推進費予算の一部について、農地中間管理機構の農地転貸面積や貸付件数等の実績に応じて、傾斜配分する方法を導入することとし、令和3年度予算からの実施に向けて、今後、都道府県及び農地中間管理機構に周知する。
- 補助対象経費の内訳について、適切に把握できるよう、令和2年度の補助要綱を改正する。
- 集約化の指標については、データの収集方法を含め検討中であり、令和2年度を目途に試行的に一部地域で実施、検証を行い、令和4年度からの全国的な活用に向けた準備を進める。
- 優良事例について毎年収集し、公開しているところであり、引き続き事例を収集・分析し、都道府県や農地中間管理機構に横展開を図る。

2. 実質的負担額について

- 按分方法について、業務日誌や証拠書類に基づいて算出されるよう補助要綱を改正した。(令和元年11月1日付)

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(24) 農業農村整備事業における太陽光発電施設整備	共同	(北海道財務局)	377,098の内数	377,510の内数	412の内数	—
事案の概要	<p>地球温暖化に伴う気候変動への対応が求められる中、農業農村整備事業では、快適で豊かな資源循環型社会の構築や、農業水利施設を適正に維持管理する観点から、農業水利施設と一体的に太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設の整備ができることとされている。当該発電施設により生じた電力は、固定価格買取制度に基づく電力会社への売電や、電力の自家消費の形で活用され、農業水利施設の維持管理費用（電気代、機械補修費用等）の軽減に寄与している。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 発注について

・計画時の建設費の見積もりは、公共事業による施設整備の前提となる費用対効果の算定に大きな影響を及ぼすことから、費用対効果が実態に即して正確に算出されるよう、見積もり精度の向上を図るべき。

2. 売電収入について

・売電収入の不適切な使用は認められなかったが、今後の適正な運用を担保する観点から、区分経理を未実施の地区については区分経理を導入するよう指導すべき。

3. 維持管理及び設備更新について

・整備した施設が長期にわたって必要な機能を発揮するよう、今後、維持管理の好事例の横展開等を検討すべき。
 ・固定価格買取制度における買取価格は廃棄費用も踏まえて算定されていること、現在の固定価格買取制度においては設備の廃棄等費用の積立てが義務となっていることを踏まえ、すべての施設に対して積立てを早期に開始させるなど、必要な指導を行うべき。

4. 今後の事業の在り方について

・災害等による停電時の電力確保という観点から、現状の事務連絡における方針が適切か、検討すべき。
 ・太陽光発電施設の導入費用が大幅に低減している中で、太陽光施設整備を引き続き支援することが、限られた予算の用途として真に必要なと言えるか、検討すべき。

反映の内容等

1. 発注について

・計画時においても、気象条件等の地域事情を考慮して建設費を見積もることを事業主体に徹底する。

2. 売電収入について

・「太陽光発電施設の管理に係る発電事業会計の手引（以下「手引」）」に区分経理の導入を明記し、発電施設管理者に指導するとともに、その導入状況を毎年フォローアップする。

3. 維持管理及び設備更新について

・維持管理の好事例を集め、発電施設管理者に情報提供を行う。
 ・資源エネルギー庁の廃棄等費用の積立てに関する検討結果を踏まえ手引に廃棄等費用の積立て時期を示し、積立開始状況を毎年フォローアップする。

4. 今後の事業の在り方について

・事業実施要領等を改正して、停電時の電力確保を整備の条件とする旨記載することとし、具体的には、災害等による停電時にも施設の操作や点検、監視等ができるように以下のいずれかの条件を満たす太陽光発電施設に限り、支援の対象とする。

- (1) 停電時にも施設の操作運転が可能となるよう、農業水利施設等に発電電力を直接供給できる機能を有していること
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省 国土交通省	(25) 海岸事業 (沖合施設の長寿命化対策)	本省	—	2,324,064 の内数	1,936,619 の内数	▲387,445 の内数	—
事案の概要	<p>海岸堤防等の海岸保全施設の維持管理については、平成26年の海岸法改正により、海岸管理者による適切な維持管理の責務が位置づけられ個別施設の長寿命化計画の策定、それに基づく予防保全型の維持管理を推進してきたところであるが、現行の「海岸保全施設維持管理マニュアル」においては、離岸堤等の沖合施設の維持管理については、他のマニュアルなどを参考とすることとされており、その点検基準等が具体的に位置付けられていないのが現状である。</p> <p>一方で、沖合施設も建設後長期間が経過した施設も多くなりつつあることから、長寿命化計画の策定状況や、点検の実態、課題の確認等を行い、実効性のある戦略的維持管理手法等の検討を行う。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 長寿命化計画の策定状況等について

沖合施設も陸上施設と同様に、建設後長期間経過した施設が多くなり、現状では防護機能に支障が生じていない施設も、将来的には劣化、地形の変化等により、適切な長寿命化対策を実施しなければ、十分な防護機能を果たせなくなる可能性がある。

海岸管理者においても長寿命化対策の必要性は認識しており、海岸管理者の限られた実施体制の中でも、実効性のある長寿命化対策を実施するため、早急に技術的な基準を示し、計画的なメンテナンスによるトータルコストの縮減、平準化を図るべきである。

2. 点検・健全度評価方法について

長寿命化計画の策定、見直しに関する点検、評価作業を効果的・効率的に実施することが課題となっている。

例えば、点検には、UAV（ドローン）を活用した簡易測量などの新技術を活用している事例もあり、こうした新技術の開発、導入動向を把握し、好事例の展開を図るべきである。

こうした点も含めて、他事業における点検、評価基準も参考にしつつ、必要に応じて有識者等からの意見を聞き、こうした基準を「海岸保全施設維持管理マニュアル」に位置付け、海岸管理者が適切な維持管理を実施しやすい環境整備を図るべきである。

反映の内容等

1. 長寿命化計画の策定状況等について

沖合施設について、実効性のある長寿命化対策を促進する観点から、当該施設の長寿命化対策に関する技術的な検討のため有識者等から意見を聴取する場として、農林水産省・国土交通省において「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」を設置し、議論を行っている。

引き続き、議論を行いながら、マニュアルを示すなど海岸管理者の限られた実施体制の中でも、計画的なメンテナンスによるトータルコストの縮減や平準化を図るための技術的な基準を早急に示すため、検討していく。

2. 点検・健全度評価方法について

沖合施設の長寿命化対策に係る点検や健全度評価についての技術的な基準を「海岸保全施設維持管理マニュアル」に位置付けることとしており、同マニュアルの改訂に向けて、有識者等から意見を聴取する場である「海岸保全施設維持管理マニュアル改訂検討委員会」において、議論を行っている。

引き続き、同検討委員会において議論を行いながら、マニュアルの適用範囲に離岸堤等の沖合施設を追加するための検討を行うなど、海岸管理者による海岸保全施設の適切な維持管理を実施しやすい環境整備を促進する。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(26) 治山事業	本省	—	85,604の内数	81,530の内数	▲4,074の内数	—
事案の概要	<p>治山事業は、地震や集中豪雨等による山地災害を復旧・防止するため、山腹斜面や溪流を安定させる施設の整備、土砂崩壊防止機能の高い樹木の植栽等を実施するほか、水源地域等において、水源かん養機能を高めるため、機能の低下した保安林の整備等を実施するものである。</p> <p>本事案は、コスト縮減に資する①ロッククライミングマシーン工法（法切工）、②セパレートショット工法（法枠工）、③ロープネット工法（落石防止工）、④間詰同時打設工法（溪間工）の4工法（以下「新工法」という。）の普及状況等について調査を行ったものである。（本調査は、平成23年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 新工法等の普及状況について

新工法の普及状況については、森林管理局、都道府県ともに、その検討や導入、コスト縮減ともに進展がみられる。

また、新工法以外のコスト縮減策においても、森林管理局、都道府県ともに一定の導入やコスト縮減が認められる。

引き続き、コスト縮減効果が期待される箇所については、森林管理局自らが積極的に新工法を導入するほか、都道府県に対しても、森林管理局の取組事例を踏まえ、積極的な導入を要請すべきである。

2. 都道府県への情報提供について

林野庁は、都道府県における更なるコスト縮減が進展するよう、例えば、新工法の工種や歩掛に関する情報など、都道府県のニーズを踏まえた情報提供を行うべきである。

また、林野庁は、一部の森林管理局において、直接、都道府県に対して情報提供を行っている取組があることも踏まえ、他の森林管理局においても、会議等の場を活用した情報提供を行うべきである。

その際、既に自主的に情報提供を行っている森林管理局も含め、都道府県の相談に積極的に応じるなど、きめ細かい対応を促すべきである。

反映の内容等

1. 新工法等の普及状況について

森林管理局においては、新工法の導入や間伐材等の利用、その他のコスト縮減に繋がる取組を積極的に行っており、引き続き、コスト縮減に取り組む。

また、都道府県に対し、引き続き、都道府県治山担当者会議等の場を活用し、森林管理局と同様に新工法の積極的な導入を要請していく。

2. 都道府県への情報提供について

都道府県からの「新工法の工種、歩掛についての情報が必要」との意見を踏まえ、林野庁では、毎年コスト縮減策の事例を取りまとめ、都道府県治山担当者会議等を活用し、情報提供を行っていることに加え、今後は、コスト縮減策の歩掛も取りまとめ、併せて提供する。

また、一部の森林管理局において、直接、都道府県に対して新工法の実施に関する情報提供を行っている取組があることを踏まえ、林野庁が周知を行い、他の森林管理局においても、都道府県との連絡調整会議等の場を活用し、情報提供や都道府県の相談に応じるなど、きめ細かい対応を行っている。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
農林水産省	(27) 浜の活力再生・成長促進交付金等	共同	(関東財務局)	5,365	2,004	▲3,361	▲149
事案の概要	<p>人口減少と少子高齢化による活力低下が懸念される中、漁業地域の活性化のため、平成25年度から浜ごとの特性を活かした創意工夫のもと、漁業者自らが漁業収入の向上やコスト削減による所得向上を目指す行動計画である「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の策定に取り組んでいる。</p> <p>浜プランの着実な推進を支援するため、浜の活力再生・成長促進交付金により、プランに位置付けられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援している。</p>						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 浜プラン達成状況について

- ・浜プランの目標が未達成となることが見込まれる浜に対して、第2期浜プランへの移行に際し、改善策の策定や要因分析のノウハウの提供など、指導を徹底すべき。
- ・浜プランの目標である所得向上が外的要因に起因するところが多いことを踏まえ、本事業による効果を適切に検証できる仕組み（新たな指標の導入等）を検討すべき。

2. 交付金の効果検証について

- ・メニューの活用状況に偏りが見られたことから、浜のニーズ等を再調査してメニュー内容を見直すべき。
- ・交付金で整備した施設の稼働状況や費用対効果等を毎年定量的にフォローアップ出来る仕組みを構築すべき。
- ・交付金に頼らず所得向上効果のあった取組の横展開を進めるほか、特に「減速航走・減速曳網」のような資源管理の観点からも重要な取組は、広く普及させるべき。

3. 交付金の効率的な執行について

- ・水産庁において、交付申請段階で事業計画の精緻化を徹底するように各都道府県に対して指導を行うとともに、ソフト事業については恒常的にまとまった不用額が生じている状況を踏まえ、浜のニーズを再度検証し、予算額の縮減に努めるべき。

反映の内容等

1. 浜プラン達成状況について

- ・水産庁において、浜プランブロック会議などの機会を捉え、改善策の策定や要因分析のノウハウの提供など、指導を徹底した。
- ・水産庁において、第2期浜プランの策定時には、所得目標に加えて、各浜の取組に応じた外的要因による不確実さを極力排除した所得目標以外の成果目標を設定することとしている。

2. 交付金の効果検証について

- ・各メニューの活用状況等を踏まえ、メニューの廃止や統合など、内容の見直しを行う。
- ・水産庁から各都道府県に対し、成果目標の目標年度の翌年度に実施する事後評価に加え、令和元年度から評価年度に達していない施設についても、毎年度その達成状況などを報告するよう指導した。
- ・水産庁において、浜プランブロック会議などの機会を捉え、資源管理の観点からも重要な取組は、広く普及させるべく周知した。

3. 交付金の効率的な執行について

- ・水産庁において、翌年度要望地区の事前ヒアリングを実施するなど、事業計画の精緻化を徹底するよう指導した。
- また、ソフト事業については、浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち浜の活力再生プラン推進事業の廃止など、予算額の縮減を行った。

(反映額:▲149百万円)

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(28) J-Startupの在り方 (研究開発型スタートアップ支援事業等)	本省	—	47,334の内数	48,344の内数	1,010の内数	▲58

事業の概要 国は、グローバルに活躍できるスタートアップの育成を目的に、官民でスタートアップを集中支援する取組として、7つの事業を「J-Startup」事業として実施している。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 支援対象の適切性について

スタートアップ支援として実施するにあたって、支援対象の中には、大企業や自ら資金調達が可能企業も存在している。

支援対象とする企業の範囲については、有望なシーズを有していながらも、民間から資金調達が難しい層に重点化するなど、よりスタートアップ支援の趣旨に沿ったものに見直すべき。

2. 支援方法の適切性について

事業者へのアンケートによれば「出資や低利貸付などの資金繰り支援といった支援であっても事業の実施に支障はなかった」との声もあることから、補助金や委託費による支援だけでなく、出資や低利貸付などの資金繰り支援といった支援方法も含めた適切な組み合わせを検討するべき。

また、現状、事業で得られた知的財産権は全て受託者・補助先等に帰属することとなっている。公的な資金を投入している事業である以上、知的財産権等により得られる利益を、国が回収することが可能な支援の在り方も検討するべき。

加えて、自己負担等を求めていくことについても検討するべき。

3. 目標・指標の適切性について

事業を実施するにあたって、現行の目標・指標でその事業状況を適切に評価できているか、その設定について、不断に見直していくべき。

反映の内容等

1. 支援対象の適切性について

・研究開発型スタートアップ支援について、起業支援事業において、起業前の者や起業後ではあるものの少額の自己資金等を得ているのみで未だ認定ベンチャー・キャピタル等からの出資を得ていない者等を対象とする等、成長を加速すべきという産業政策的意義が大きいと考えられる対象を重点的支援対象として明確化することとした。

2. 支援方法の適切性について (反映額:▲58百万円)

・公的な出融資を担う関係機関へのヒアリング等を通じ、より詳細にその他の公的支援の可能性について明らかにした上で効果的な支援方法を確認・検討する。

・事業の内容と実施者が所属する企業の事業内容に関連性が認められる場合には、事業対象から除外した。

・知的財産権の有効利用も含め、収益納付の規定等を利用し事業化後の資金回収する仕組みについて検討する。

・海外展開支援について一部自己負担化等を実施することを検討する。

3. 目標・指標の適切性について

・令和元年度以降の事業について、成果目標を見直し、継続的に売上等を上げていることを把握することや、事業への参加前と比較して創業への関心度合(例:無関心、関心あり、計画あり、準備段階等)が高まった参加者割合を70%とすることを目標とする。今後も、現行の目標・指標で事業状況を適切に評価できているかを適切に見直していく。

・関連事業における「受講者の50%以上が起業する」との目標については、事業報告書等に基づき評価を行う。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(29) 省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金等のうち事務費	本省	—	5,920	6,797	877	▲269
事案の概要	経済産業省では、省エネルギー投資促進のため、その費用の一部を補助する9つの事業を実施している。こうした補助事業は執行団体を通じて事業者に交付されるが、執行団体は経済産業省から補助費のほかに補助金交付に係る事務費が交付されている。今回の調査は、その事務費の透明性が確保されているかを把握するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 予算執行の透明性の確保

- ・ 1件当たり費用の水準や各年度における変動要因が合理的なものであるかどうかなどについて、より精緻に分析することが可能となるよう、執行団体において1件ごとの審査にかかわる費用の積上げを詳細に行うことで、予算執行の透明性の確保を図るべきではないか。
- ・ 詳細な積上げによっても、1件当たりの費用が高額となる場合は、費用対効果も踏まえて、事務手続が簡便となるような制度設計を検討するべきではないか。

2. 実績を踏まえた予算積算

- ・ 予算の執行実績も踏まえ、各経費の性質に応じて、件数に連動する経費は申請件数に応じて積算を行い、システム運営費などの固定費は、過年度の決算実績を踏まえた積算を行い、実績を踏まえた予算積算とするべきではないか。

3. 執行団体の業務改善の取組みについて

- ・ 補助金の制度改正などにも柔軟に対応する必要にも配慮しつつ、執行団体における業務の改善の取組として、例えば1件当たりの事務費の目標を定めるなど、業務効率化に向けた取組を検討するべきではないか。
- ・ 多くの事業で執行団体が同一であったことも踏まえ、公募申請の際に前年度に対する改善点を求める等、効率的な事業運営を行う仕組みを検討するべきではないか。

反映の内容等

1. 予算執行の透明性の確保

- ・ 執行団体において、1件ごとの審査にかかわる費用の積上げを詳細に行い、その合理性を確認することにより、予算執行の透明性の確保を図るとともに、人数・時間などの変動要因等が明らかになるよう積算を行った。

2. 実績を踏まえた予算積算

- ・ 費用の積算を行う際に、各数値の過年度の実績を踏まえ、積算を行った。
- ・ 予算額に応じて増減するような費用については、事業者ヒアリング調査等を実施し令和2年度の申請予定件数に応じた予算積算を行った。

3. 執行団体の業務改善の取組みについて

- ・ 執行団体において、マニュアルの整備等により業務プロセスの定型化・簡素化を行うことを通じて業務の効率化を図り、システム運用費や広告作成等に係る費用、人件費等の削減を行った。(反映額:▲269百万円)
- ・ 公募申請の際に、業務効率化に向けた取組を検討することを求める。
- ・ 執行コスト削減のため、オンライン申請システムの導入等を進めている。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
経済産業省	(30) 中小企業再生支援協議会事業	本省	—	4,747	4,800	53	—
事案の概要	各都道府県の商工会議所等の認定支援機関に中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」）を設置し、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家が、中小企業再生についての相談を受け、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施する（第1次対応）。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家と中小企業診断士、公認会計士、弁護士等の外部専門家とで編成される支援チームにより、財務面・事業面についての調査等を行い、金融機関との調整を図りながら再生計画策定支援を行う（第2次対応）。（本調査は、平成26年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 再生支援事業の執行体制等の改善状況について

協議会への相談案件の困難さ等には差異が想定されるものの、年間相談件数や再生計画策定支援件数について、協議会間で未だばらつきがあり、実績が低調な協議会においては、執行体制等について、見直しを行うことが必要と考えられる。

再生支援協議会全国本部（以下、「全国本部」）との連携についても、助言・指導等を受けた各協議会の実績向上に繋がるようなものとしていくことが必要と考えられる。

更に、他事業との連携について、地方公共団体との連携を行い、事業引継ぎ支援センター（以下、「センター」）についても、人的交流を通じた情報交換・共有を行うなどして、より効果的な支援体制としていくことが必要と考えられる。

これらの点について、適切な効果指標を設定した上で、全国本部が実績の改善状況や、助言指導、連携による効果等を調査・評価し、これを基に中小企業庁が責任をもって、各経済産業局を指導し、所管各協議会の実績向上に向けた取組が行われるような仕組みについて検討すべき。

2. 予算執行状況について

前回の調査時と比較して、デューデリジェンス調査の決算乖離は縮小されている。

しかし、一部経費については、依然として不用額が計上されており、不用額に偏りがあるため、各地域の実態を踏まえた適切な予算となるよう検討すべき。

反映の内容等

1. 再生支援事業の執行体制等の改善状況について

執行体制等の見直しについては、全国本部において、適切な評価基準に基づき、協議会における事業の改善状況を含めた実績や、関係支援機関との連携状況の実績を評価し、評価結果について、協議会、中小企業庁、経済産業局及び全国本部間で認識を共有するとともに、低評価が連続している等業務運営に課題があると思われる協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁より改善要請を行うことを検討している。

他事業との連携の観点では、中小企業の業況改善が税金滞納の解消に大きく寄与するとの認識の下、国税局や地方公共団体における税務事務所の納付相談窓口に、協議会の案内リーフレットを設置する等、連携を開始した。更に、令和元年度から協議会とセンターとの間に、センターから協議会に事業者を引き継ぐための要件等を定めた連携基準を策定し、当該基準に基づき、センターから相談案件を受け取ることで、本来事業引継ぎより先に再生支援を行うべき事業者を支援するため、より効果的な支援体制を構築した。

2. 予算執行状況について

再生計画実施助言費については、年度当初に各協議会へ一括配分していたところ、中小企業庁で必要額を精査し、必要な時期に配分する方式としたことで、各協議会へ過不足なく配分できるよう努める。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(31) 地域公共交通確保維持改善事業	共同	(北陸財務局)	21,959の内数	20,385の内数	▲1,574の内数	—
事案の概要	地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、協議会や自治体による地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定を支援するとともに、生活交通の確保維持を図るために公共交通事業者の運行費や車両購入等を支援している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. コンパクト・プラス・ネットワークと地域公共交通施策との連携について

コンパクト・プラス・ネットワークの取組と連携した実効性のある地域公共交通ネットワークの実現に向け、組織体制やノウハウの不足を適切に補完することにより、立地適正化計画と連携した地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）の策定を促進すべき。

2. 持続可能な地域公共交通・行政の効率化に資する目標（KPI）の設定について

持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた実効性のある網形成計画の策定を推進するため、国土交通省においては、経営効率や公的負担といった持続可能な地域公共交通・行政の効率化に資するKPIの設定を促すべき。

反映の内容等

1. コンパクト・プラス・ネットワークと地域公共交通施策との連携について

- ・立地適正化計画と連携した網形成計画の策定を促進するため、同計画の策定経費の補助を行う場合には、立地適正化計画を策定していない市町村にあっては、原則としてその作成を求めることとしている。
- ・また、関係府省庁が参加するコンパクトシティ形成支援チームを通じ、市町村における両計画の進捗状況等に係る情報共有を促すとともに、国土交通省及び各地方運輸局等において行った、研修やセミナーの開催等を通じた、地方公共団体に対する、両計画の連携に関する優良事例の紹介等、計画策定に必要なノウハウ面の支援を今後も引き続き実施する。

2. 持続可能な地域公共交通・行政の効率化に資する目標（KPI）の設定について

- ・国土交通省において、交通政策審議会を開催し、地域公共交通活性化再生法等の見直しを視野に具体的な検討を進めており、その中で、同法に基づく法定計画（マスタープラン）における定量的な目標（公共交通の利用者数、収支率、公的負担額等）の設定、毎年度の実施状況の分析・評価の明確化や、乗合バス等の運行費補助の同計画との連動化について、検討を行っている。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(32) 河川維持修繕事業における土砂掘削に係る経費	本省	—	112,107の内数	117,959の内数	5,852の内数	▲582
事案の概要	河川管理者は、豪雨等が発生した際、堆積した土砂が洪水の流下を阻害し河川氾濫等の被害を招く恐れがあるため、適切な維持管理（掘削、運搬、処分等）を実施している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 好事例の展開について

コスト削減の好事例について、国管理河川のみならず自治体管理河川にも展開を図り、全国的な取組として拡大・定着させコスト削減を強化・徹底すべき。

2. 民間参入の推進について

民間の活用は、低コストで土砂掘削が実施できることから、治水安全度を考慮しながら更なる用途規制の撤廃や採取可能量の拡大、公募による募集など、民間参入を積極的に進めるべき。

3. 取組の推進

国土交通本省において、上記の取組状況を取りまとめ、各河川関係事務所に共有し、進捗状況の低い事務所に対しては適切な指導等を行うべき。

反映の内容等

1. 好事例の展開について

土砂掘削によって発生する土砂の運搬・処分費用の削減を図る観点から、土砂の引取りを希望する民間企業を広く一般に募集する取組や、関係機関からなる調整会議を設置し、より緊密な情報共有によって有効活用を図るなどのコスト削減の好事例をとりまとめ、各地方整備局、都道府県に展開した。

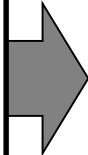
2. 民間参入の推進について

より一層の民間活用を図る観点から、以下の取組を実施予定である。

- ・用途規制の撤廃については、採取目的をコンクリート骨材に限定している40河川について、河川砂利の枯渇状況などを改めて確認したうえで、うち、新たに7河川について令和元年度末までに用途規制を撤廃予定。
- ・採取可能量の拡大については、近年の洪水等による河道の変化や河川管理上の影響を改めて確認したうえで、181河川で見直しを行っているところであり、令和元年度末までに砂利採取規制計画を変更予定。
- ・公募による募集については、各河川の採取可能量をより広く周知する観点から、砂利採取規制計画のHP掲載を112河川（従前は12河川のみ）に増やすことに加え、積極的な公募などを実施予定。（これにより、民間による採取が23河川43カ所から32河川62カ所に増加）

3. 取組の推進

上記の取組に加え、民間参入拡大に関する取組を促すための事務連絡の発出や、各種会議での取組の紹介など各河川関係事務所に指導を行うとともに、令和2年度予算において、民間活用等による土砂の運搬・処分費用などの見直しを行った。（反映額：▲582百万円）



反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(33) 下水道革新的技術実証事業	本省	—	3,897の内数	3,661の内数	▲236の内数	▲237
事業の概要	自治体における下水道分野での効率的かつ効果的な新技術の導入促進を目的として、国が主体となり、下水道における革新的な技術の検討・実証を行い、ガイドラインを作成して当該新技術について全国展開を図っていくための事業である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. テーマ選定

過去の実証事業については、テーマ選定に偏りがあり、自治体の要望や今後の下水道事業の重点課題が反映されたテーマ選定がされているとは言いがたい。

今後の実証事業のテーマ選定にあたっては、下水道事業における重点課題を反映し、また自治体の要望に適合したテーマ選定がなされるよう検討体制も含めたテーマ選定のあり方を見直すべき。

2. 事業効果の検証

実証事業の結果、目標値を達成できなかった場合、単純な要因分析をするのみでなく、十分な検証を行い、目標達成のための技術の改良や今後の実証事業への活用といった検討を行うことでPDCAサイクルを向上させ、実証事業が検証結果を踏まえたものとなるよう検討を行うべき。

3. 汎用性

過去の実証事業は、自治体の認知状況が十分でなく、検討もされていないケースが大半であり、自治体において技術の導入が進んでいない。

技術が認知すらされていない状況の改善や、自治体が導入する際に検討材料となるコストや効果の情報を充実させるなど普及啓発の方法を見直すほか、自治体の要望に適合したテーマを選定するとともに、交付金事業において、効果が認められた実証事業の導入が可能な場合の事業実施にあたっては、導入の検討を要件化し、技術の導入を促すべき。

反映の内容等

1. テーマ選定

実証事業のテーマ選定にあたっては、新下水道ビジョン加速戦略（平成29年8月）に示された重点項目を反映し、自治体からのニーズの高い分野を対象とするとともに、自治体職員をテーマ選定の委員会に含めることにより自治体のニーズを直接反映できる検討体制を導入することとした。

自治体のニーズを踏まえ、より効果的な方法を採用することにより、実証費用を削減した。（反映額：▲237百万円）

2. 事業効果の検証

ガイドラインを策定済みの下水道革新的技術実証事業（B-DASH）実証技術のうち、目標値を達成できなかった技術については、当該調査事業の事業実施主体の費用負担による自主研究により得られた追加のデータや知見を基に、当該技術を活用した下水道施設の機能向上やコスト縮減に関する内容を盛り込むなどガイドラインの見直しを実施することとした。

3. 汎用性

全国都道府県下水道主管課長会議等において各自治体に対しB-DASH技術の活用について周知徹底を行うとともに、B-DASH技術のコストや効果の情報を充実させた技術パンフレットを作成・公表することとした。

また、交付金事業において、効果が認められた実証事業の導入が可能な場合の事業実施にあたっては、導入の検討を要件化することとした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(34) 無電柱化推進事業	本省	—	41,262 2,188,659の内数	71,426	—	▲2,305

事業の概要 道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などを地下に收容する電線共同溝を整備する事業（無電柱化事業）を予算面で支援している（電線共同溝本体事業については国・地方公共団体が1/2ずつ支援。地上機器等の事業については電線管理者が自己負担）。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 「低コスト手法」の活用について

- 効率的に無電柱化を推進するためには「低コスト手法」を最大限活用する必要がある。
- 「低コスト手法」の内容について事業者の理解が不足している課題がある。このため、コスト削減が可能であった事例を好事例として周知し、横展開を推進すべき。
- 汎用性が認められる「浅層埋設方式」や「角型多条電線管」を積極的に活用すべき（「小型ボックス方式」には容量制限があり汎用性に難点あり）。道路管理者による設計時に、こうした「低コスト手法」の活用を前提とした比較検討を実施することを要件とすべき。

2. 道路法第37条に基づく道路の占用制限について

- 緊急輸送道路上の電柱の占用制限は防災上重要であり、道路法上の規制手法を更に活用する必要がある。
- 新設電柱の占用制限の規制権限について、「知らない・理解していない」との回答が多いことから、地方公共団体との協議会等を通じて、関係者の認知度を高めるべき。加えて、新設電柱のみならず、既設電柱に対する占用制限についても検討すべき。
- 既設電柱に対する占用制限については、運用ガイドラインがなく、電線管理者への補償の必要性等が不明瞭な点が生じている。占用制限の可能範囲について、運用ガイドラインを早急に策定すべき。
- 既設電柱の占用制限を規制手法で進める場合、電線管理者が主に大企業であることを勘案し、これまでの予算支援の在り方について見直しを検討することが適切である。

反映の内容等

1. 「低コスト手法」の活用について

- 「低コスト手法」を積極的に活用するため、各地方整備局の電線共同溝整備マニュアルの改訂により、設計時のコスト比較を必須とした。
- 地方公共団体、設計コンサル等を対象とした「低コスト手法」に関する講習会を開催し、コスト削減が可能であった好事例とともに、電線共同溝整備マニュアルの周知徹底を行う。
- 地方公共団体が実施する電線共同溝事業について、「低コスト手法」や「新技術・新工法」の導入の検討などの低コスト化への取組を要件とする補助制度を創設することによりコスト削減を図った。
(反映額: ▲2,305百万円)
※反映額は一定の前提の基に算定したものである。

2. 道路法第37条に基づく道路の占用制限について

- 新設電柱の占用制限について、関係者の認知度を高めるため、「無電柱化の推進に関する説明会」などの開催を通じて地方公共団体へ周知した。
- 既設電柱に対する占用制限を推進するため、緊急輸送道路上の既設電柱の設置状況について実態把握を行うとともに、電線管理者と調整し、補償の要否や具体的な占用制限の内容を明確化するための運用ガイドラインの策定を行う。
- 無電柱化については、電線管理者が主体的に進めることも重要であるため、経済産業省や総務省、関係事業者に加え、有識者も含めた推進体制を構築するなど、連携をより強化していく。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(35) 空き家対策の取組	共同	(北陸財務局)	社会資本整備総合交付金等 2,188,659の内数 住宅市街地総合整備 促進事業費補助 114,342の内数	社会資本整備総合交付金等 1,801,456の内数 住宅市街地総合整備 促進事業費補助 113,703の内数	社会資本整備総合交付金等 ▲387,203の内数 住宅市街地総合整備 促進事業費補助 ▲639の内数	▲673
事業の概要	適正に管理されない空き家等が周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしていること等を背景に、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、補助事業を新設するなど、市区町村における空き家対策の推進を図っている。今後、更なる空き家の増加が見込まれるところ、空家等対策計画及び補助事業の実態把握及び検証を行い、補助要件の見直しを行うなど、より効果的な政策とすることを旨とする。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 空き家対策の進捗状況

① 空き家に関する実態把握の状況
 空き家等に関する実態把握について、部局をまたいだ連携など効果的かつ効率的な把握方法の周知などを行い、市区町村における空き家の実態把握を促進すべき。

② 計画の記載内容等
 空家等対策計画について、有効的な記載について横展開を図るべき。
 また、空き家対策総合支援事業（個別補助事業）について、実態把握等、計画策定に関する事業に国費を充てたい市区町村に対しては、計画への数値目標の設定や具体的政策に関する記載を要件化すべき。

2. 国費支援の状況

今後の空き家再生等推進事業（交付金事業）による除却・活用の実施に当たっては、空家等対策計画の策定を要件化すべき。
 また、空き家対策総合支援事業において、個別補助事業の目的を勘案し、不良住宅の除却について要件の見直しや効果的なソフト事業との連携について要件化するなど、個別補助事業の見直しを検討し、交付金事業との役割を整理すべき。

反映の内容等

1. 空き家対策の進捗状況

① 空き家に関する実態把握の状況
 国土交通省において、実態把握の取組事例を収集の上、市区町村に対して優良事例の周知を行うこととする。

② 計画の記載内容等
 国土交通省において、空家等対策計画の記載内容を調査の上、市区町村に対して優良事例の周知を行うこととする。
 また、空き家対策総合支援事業について、実態把握等、計画策定に関する事業を実施する場合に空家等対策計画に数値目標や空き家対策を推進する具体的政策を記載することを要件とした。

2. 国費支援の状況

空き家再生等推進事業による除却・活用の実施に当たって、空家等対策計画の策定を要件とし、未策定のを国費による支援対象外とすることとした。（反映額:▲673百万円）
 また、空き家対策総合支援事業において、空き家再生等推進事業との差別化を図るため、
 ・不良住宅の除却の補助対象を周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家等と同趣旨のものに限定した。
 ・普及啓発、ワンストップの相談窓口の設置その他の空き家の発生を抑制する事業、隣地取引のコーディネートその他の空き家の活用と除却を支援する事業等の総合的・効果的な取組を空き家対策総合実施計画に位置付けることを要件とした。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(36) 先進的な保安検査機器整備費補助	本省	—	11,377の内数	3,191の内数	▲8,186の内数	▲1,502
事案の概要	航空運送事業者等が、ハイジャック等の防止のため使用する保安検査機器（門型金属探知機、X線検査装置等）を購入する場合に、空港設置管理者（国・地方自治体等）はその経費の1/2を補助している。このうち先進的な保安検査機器（ボディスキャナー等）の整備費については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた緊急的な導入促進の観点から、上記の空港設置管理者の1/2補助に加え、国が時限的措置（平成28年度～東京オリ・パラ開催まで）として、さらに1/2を補助している。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 先進的な保安検査機器の導入コストについて

- 同等の能力を有している先進的な機器の価格差について、原因を精査し、妥当性の検証をすべき。
- 合理的理由が認められる場合を除いて補助額に上限を設けるなど、予算の効率的な執行をすべき。
- 調達に当たっては、合理的な理由が認められる場合を除いて競争性のある調達方法に改善すべき。
- 特例的な補助の終了後は、航空運送事業者等と空港設置管理者が費用を分担する従来のスキームに戻すべき。

2. 設置等の要件について

- 費用対効果も十分勘案した導入基準を設定すべき。
- 検査の効率性を低下させることがないよう、運用面での好事例を横展開し、保安検査の高度化と効率的な検査体制の両立を図るべき。
- 先進的な機器の導入により検査員の効率的配置が可能となるのであれば、その成果を適切に予算に反映すべき。

反映の内容等

1. 先進的な保安検査機器の導入コストについて

- 先進的な機器の導入が始まった平成28年度以降の導入状況を調査することにより適切な市場価格を把握し、妥当と考えられる補助額を上限として補助要綱を見直したうえで、効率的な予算執行に努めることとした。（反映額：▲604百万円）
- 調達方法については、原則として競争性のある調達方法によるべきことを補助要綱に規定し、補助事業者への指導に努めることとした。
- 特例的な補助の終了後は、コスト意識を持った調達を図る観点から、航空運送事業者等と空港設置管理者が費用を分担する従来のスキームに戻すこととした。なお、費用分担の原則を踏まえつつ、先進的な機器の導入を加速化する観点から、従来型の機器から先進的な機器への入れ替えを促進する仕組みを時限的に措置することとした。（反映額：▲898百万円）

2. 設置等の要件について

- 特に高額な先進的な機器については、費用対効果を勘案し、空港の規模に応じた導入基準を設定する。
- 先進的な機器を導入したことによる運用面での好事例については、関係者間での情報共有に努め、保安検査の高度化と効率的な検査体制の両立に努めていく。
- 新たな機器の導入による検査員の効率的配置については、今後、各空港での機器の運用状況を調査のうえ、予算への反映に努めていく。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
国土交通省	(37) 海上保安庁における航空機及び船舶の燃料調達	本省	—	18,245	18,896	651	—
事案の概要	海上保安庁は、全国各地に船艇・航空機を配備し、事件・事故等に対応するため365日24時間即応体制をとっており、航空機及び船舶の運航に必要な燃料調達を行っている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 販売業者の新規参入に資する契約条件等のあり方について

調達区域の拡大や新規参入を図るため本調査で把握された契約条件の見直し等を念頭に、全国一律ではなく、各契約地区のニーズに合った契約条件を柔軟に設定していくべき。

また、海上保安庁自身が製油所等へ赴き燃料給油を受けるという新たな搭載方法につき、コストの低減効果の把握を含め具体的な検討を行うべき。

2. 燃料タンクの整備について

タンク未整備地域において、燃料単価の引き下げ効果も見極めつつ、十分かつ確実な費用対効果分析を行った上で、効果が高いと確実に見込まれる地域に関して、計画的な燃料タンク整備の検討を行うべき。

3. 他省庁との共同調達について

防衛省・気象庁それぞれとの共同調達について、具体的な手続を進めていくべき。

反映の内容等

1. 販売業者の新規参入に資する契約条件等のあり方について

従前の契約条件について海上保安業務に支障がない範囲で、夜間・休日搭載を一部緩和するなど新規参入業者が入札に参加しやすい環境整備のため契約条件の見直しを令和元年度に実施した。引き続き条件緩和について事業者の説明し、新規参入を促す。

また、製油所等に赴き燃料給油を受けるといった搭載方法については、元売各社の製油所の設備状況等を調査している。

これらによる契約実績を、令和3年度予算に反映する。

2. 燃料タンクの整備について

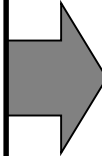
燃料単価の引き下げ効果が期待できる大規模な船艇基地について、費用対効果分析、整備実現性の詳細調査を令和元年度に実施しており、効果が高いと見込まれる地域においては燃料タンクを整備し、整備完了後の予算に反映する。

3. 他省庁との共同調達について

令和元年度は海上保安庁測量船について、気象庁観測船と同様の契約形態に変更し燃料搭載時の問題点を検討した。令和2年度から気象庁との共同調達を実施予定としている。

また、防衛省との共同調達の可能性のある地区について、双方における契約条件の調整や具体的実施可能性を検討中であり、実施可能な場合は、令和2年度末までに手続を進めていく。

これらによる契約実績を、令和3年度予算に反映する。



反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
環境省	(38) CO2削減ポテンシャル診断推進事業	共同	(近畿財務局)	2,000の内数	1,500の内数	▲500の内数	▲475
事業の概要	受診事業所(工場・事業場)を対象に、設備の電気・燃料等に係る使用量の計測やデータ解析、設備の運用状況等の診断を行い、CO2削減のために有効と考えられる運用改善や設備導入の具体的な対策について、「診断結果報告書」とともに提案する事業である。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 提案されたCO2削減対策の実施状況

- (1) 実施の有無
 ・事業者は、本事業により単に診断を受けるだけでなく、本来の目的であるCO2削減に着実につなげるべき。
 このため、診断結果で提案された内容を実施することにより、事業の成果目標である10%のCO2削減を原則として達成することを要件化するべき。
- (2) 実施内容
 ・環境省は、受診事業所が診断結果で提案されている以上、対策が比較的容易と考えられる項目のみならずCO2削減効果がより大きい設備導入の実施等についても促すべき。
- (3) 実施のフォローアップ
 ・環境省は、診断結果を踏まえた受診事業所の取組をしっかりとフォローアップし、上記(2)も踏まえつつ、政策効果としてのCO2削減に着実につなげるべき。

2. 診断費用及び補助金額の水準

- ・診断事業の自立化(補助金無しの自己負担診断の普及)につなげる観点から、現在実施されている自己負担診断も参考にしつつ、診断手法や診断範囲(診断項目)の見直し、診断結果報告書の様式の簡素化等の合理化・効率化を実施するとともに、補助上限額を引き下げるべき。
- ・また、本事業の診断に際しては、診断機関の価格競争を通じた低コスト化を促す観点から、受診事業所に対して、複数の診断機関への見積もり等を求めるべき。

反映の内容等

1. 提案されたCO2削減対策の実施状況

- (1) 実施の有無
 ・令和2年度は、受診事業所はポテンシャル診断で提案された対策について、少なくとも1つは必ず実施することを要件として盛り込み、実施後3年間の事業報告書において、その実施状況について報告を求めることとする。
- (2) 実施内容
 ・環境省は受診事業所向け・診断機関向けの説明会にて、CO2削減効果がより大きい設備導入の積極実施を促すことにより、自発的な実施を推奨していく。
- (3) 実施のフォローアップ
 ・環境省は(1)の実施をフォローアップし、また(2)の取組を推奨し、CO2削減につなげる。

2. 診断費用及び補助金額の水準

- ・環境省において、診断メニューの見直し(工場・事業所の設備全体に係る診断メニューに加え、個別の設備及びその周辺機器単位の低廉な診断メニューを新設)を行うとともに、一部自己負担を導入することにより、予算の低減を図った。(反映額:▲475百万円)
- ・受診事業所は少なくとも2社から見積もりをとることを要件とする。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事案名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(39) 情報システムの調達	共同	(東海財務局)	104,980	127,709	22,729	▲971
事案の概要	防衛省には、指揮系と業務系の2つに区分された多種多様なシステムがあり、これらは開発から保守、ヘルプデスク等様々な業務内容で構成されている。情報システムの調達は原価計算方式を用いるものもあるが、その際企業ごとに設定された加工費レートが適用され、かつ、業務内容に関わらず同一の加工費レートが適用されている場合があることから適切な積算がなされているか等を検証する。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 価格積算について

- ・基本的に市場価格方式によるものとし、原価計算方式によるものは、適用要件を真に厳格に定めるとともに、原価計算方式の精緻化を早急に進めるべき。
- ・防衛省内で適切に市場価格を調査したうえで、原則的にその価格の範囲内で調達を実施するよう要求内容(単価・工数を含む)の精査を徹底すべき。
- ・開発、運用、保守およびヘルプデスクの業務は契約を分離させ、それぞれに適切な単価を設定するとともに、分割した結果、市場価格方式にできるものは指揮系であったとしても市場価格方式によるべき。
- ・システム調達に特化した、上記内容を含む明文規程を整備すべき。
- ・政府全体で運用経費3割減の目標が定められているところ、防衛省システムにおいても、市場価格方式を採用するシステムは少なくともこの目標に準ずるべき。

2. 競争性の確保について

- ・防衛省の一者応札改善の取組として、毎年度「情報システムの整備に関する手引」を更新しているが、運用上適切に手引が活用されるよう、更なる取組を行うべき。
- ・監察本部において、情報システムの専門家を育成、または外部人材の登用などにより、独立した立場から調達全体に対するチェック機能を働かせるよう改善を行うべき。
- ・阻害要因となる記載が排除できるように複数の機関(内局、装備庁、監察本部)が連携して確認すべき。また、仕様書の記載のみならず、入札公告・入札説明書等、手続上阻害要因となりうるものがないか確認すべき。

3. 入札公告等について

- ・予算で認められた範囲を超えた“使用予定期間”を公告等に記載することは即時にやめ、財政会計法令に則した調達手続を遵守すべき。

反映の内容等

1. 価格積算について

- ・公表されている情報サービスの技術者料金を価格積算に適用すること等を新たに予定価格の算定基準に関する細部事項通知に追加するなどにより、市場価格の適用を徹底する。原価計算方式においては、これまで直接労務費率と製造間接費率の複合率として設定していた加工費レートをそれぞれ区分することなどにより、価格積算の精緻化を図る。
- ・技術者料金は、公表資料に基づき、業務内容毎に区分し、さらに業務の複雑度により区分して設定する。
- ・調達単位は業務内容に応じて競争性が確保される合理的なものとする。
- ・令和元年10月に上記内容を含むシステム調達に特化した関係規則を整備した。
- ・政府全体で運用経費等の3割減の目標が定められていることを踏まえ、防衛省の任務遂行上必要な性能を担保しつつ、防衛省システムにおいても、コスト削減の取組を徹底し上記目標に準ずるよう効率化を図る。

(反映額:▲971百万円)

2. 競争性の確保について

- ・情報システムの調達等に関わる者を対象とした「情報システムの整備に関する手引」に関する説明会を引き続き実施しつつ、上記手引を異動時期に合わせ定期的に周知することにより関係者の理解を深めていく。
- ・監察本部は、情報システムの調達に係る一者応札の原因を分析し、必要な改善策について提言する体制を強化するため、監察調査官の増員及び外部人材の登用を図る。
- ・競争性の確保の阻害要因となる記載を排除するため、従来の外部有識者による確認に加え、各機関が仕様書を作成した場合にはあらかじめ装備庁長官への協議を義務付けることにより、適切な仕様書が作成される体制を整備するとともに、これらの実施状況や入札手続を監察本部が確認することにより関係機関の連携を図る。

3. 入札公告等について

- ・公告等から“使用予定期間”の記載を削除し、財政会計法令上の疑義が生じない調達手続に改めた。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(40) 各自衛隊共通の航空機の整備・補給等	本省	—	467,677 の内数	497,443 の内数	29,766 の内数	▲2,009 (契約ベース)
事案の概要	各自衛隊共通の航空機の整備・補給等に関して、定期修理の間隔、経費及び基準等の観点から、最も効果的・効率的なあり方を検証するものである。(本調査は、平成21年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 航空機(機体・エンジン)の定期修理間隔

- 同一機種^①の定期修理間隔は、合理的な理由がない限り、統一すべき。特に、C-130については、海自と空自で整備方法を可能な範囲で統一するなど効率的な運用を検討し、更なる合理化を図るべき。

2. 航空機の修理経費・部品経費

- 各自衛隊、特に陸自と空自は、他の自衛隊とのデータ比較等を含めた修理費の差額に関する詳細な要因分析を行い、成果保証(以下「PBL」という。)契約の活用など、より効率的な整備のあり方を検討すべき。
- UH-60については、航空救難機能の空自への一元化を速やかに進め、更なる全体最適を図るべき。

3. 航空機部品等の在庫管理、修理(交換)基準及び調達

- 各自衛隊の在庫定数・修理(交換)基準については、適正な在庫のあり方・修理方法について検討を行い、合理的な理由がない限り、各自衛隊で基準を統一すべき。
- 各自衛隊を通じた在庫情報の一元管理や中央調達への調達手法の一元化など、補給業務の一元化について防衛省全体で更に取組を進めるべき。

4. 統合強化

- 今般の調査に際し、必要となるデータの収集に時間を要するなど、装備品の整備・補給に関するコストデータ管理体制が十分でないことが推察された。
- 各自衛隊間の統合運用強化の観点からは、整備・補給についても、IT技術を積極的に活用し、コストデータの見える化を推進するとともに、各自衛隊間でデータや知見を共有し、より効率的な整備・補給体制を構築するなど、防衛省全体で意識改革の徹底を図るべき。

反映の内容等

1. 航空機(機体・エンジン)の定期修理間隔

- UH-60及びCH-47の機体・エンジンの定期修理間隔は、運用に支障がないことを確認した上で、効率性の観点から最も長い間隔に統一済みである。C-130の機体の定期修理間隔については、海自と空自において、引き続き、より効率的な間隔の設定を追求していく。

2. 航空機の修理経費・部品経費

- CH-47については、空自における一時的な改修に係る費用等により、陸自より空自の修理費が高額となっていた。このため、空自のエンジン改修数量の見直しを行い、経費低減を実施した。
(反映額:▲2,009百万円(契約ベース【令和2~5年度】))
- PBLについては、CH-47は陸自と空自、C-130は海自と空自での同時実施による効率化の検討を含め、令和4年度までにその活用について判断する。
- 海自及び空自の航空救難機能については、全体最適の観点から、海自のUH-60の除籍に合わせた、空自への一元化を推進中である。

3. 航空機部品等の在庫管理、修理(交換)基準及び調達

- 在庫定数・在庫情報の一元化については、各自衛隊間の違いを継続的に分析しつつ、共通部品の在庫情報を共有し、令和3年度予算に反映できるよう、部品の各自衛隊間の融通を踏まえた効率的な在庫管理を行う。
- 修理(交換)基準については、企業の知見を活用し、最も長い期間に統一できるよう分析を進めており、令和3年度までに一定の結論を得る。
- 中央調達への一元化については、既に中央調達を行っている陸自の調達方法を参考に、海空自においても中央調達に一元化する方向でその効果や運用上の課題を評価中であり、令和元年度内を目途に一定の結論を得る。

4. 統合強化

- 各自衛隊間で在庫情報に加え、令和元年度内を目途にコストデータについても共有を図る。令和3年度予算に反映できるよう、各自衛隊間で整備・補給に係る在庫情報等の共有を行う。

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
防衛省	(41) 装備品の海外移転 (国際防衛装備品展示会出展事業)	本省	—	197	187	▲10	▲52
事業の概要	防衛装備品の適切な海外移転を進めるため、開発した装備品等を国内外の国際防衛装備品展示会に出展し、諸外国政府との協議や意見交換等を実施するものである。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 国際防衛装備品展示会出展事業の実施状況について

- (1) 防衛装備庁が出展した装備品等について事業の効果を高める観点から、
- ・ 情報収集を行った上で海外移転等が期待できる装備品等を出展するなど、展示品の選定を戦略的に行うとともに具体的な成果目標を定めるべき。
 - ・ 出展に当たっては、あらかじめ企業との調整を行うとともに、海外移転等が期待できる国の関係者との協議には企業と共同で対応するなど企業との連携を強化すべき。
 - ・ デュアルユースが期待できる素材等の調査を行うなど、防衛産業の強靱化も見据えた案件形成の取組を行うべき。
- (2) 防衛装備庁ブースにおける企業の出展について
- ・ 中小企業の出展について成果目標の設定と事業の費用対効果を把握・検証するため、出展企業へのアンケート内容等を見直すべき。
 - ・ 中小企業からの応募が低調となっている理由については更なる分析をし、中小企業への応募を増やす取組を強化するべき。また、防衛産業基盤の強靱化を進める観点から、海外展開の意欲のある中小企業の新規参入を促す取組を検討するべき。
- (3) 随意契約について
- ・ 予定価格の算定にあたっては、契約実績との比較などにより見積りの妥当性について検討を行うなど、価格の精査を徹底すべき。

2. 装備品等の海外移転等に関する審査等について

- ・ 装備品等の海外移転等が適時適切に実施できるよう、引き続き制度の運用改善等に向けた経済産業省等との連携に努めるべき。
- ・ 装備品等の開発を通じて獲得した知的財産に関する官民帰属の判断など、防衛省における知的財産管理を適切に行うため、人材育成の強化や知的財産管理に精通した外部人材の登用などを行うべき。

反映の内容等

1. 国際防衛装備品展示会出展事業の実施状況について

- (1) 防衛装備庁が出展した装備品等について事業の効果を高める観点から、
- ・ 装備品等の海外移転達成に資することを目標とし、防衛装備の施策説明に加え、各国から関心が寄せられている装備品等を中心に展示物を選定し、官民が連携して出展する等、展示内容についてより工夫を行った。また、出展する展示会の精査等を行った。(反映額:▲52百万円)
 - ・ 装備品等の説明要領や各国から入手すべき情報について官民で認識を共有し、説明員等への事前教育を実施することにより、来訪者の関心事項の収集が可能となった。
 - ・ 情報通信技術分野等のデュアルユースも含め展示会の趣旨に即した製品や技術を有する企業を選び、防衛装備庁ブースに出展した。
- (2) 防衛装備庁ブースにおける企業の出展について
- ・ 成果目標を加点要素の対象とし、事業展開計画等を出展応募時に提出させるとともに、成約への進展状況が把握可能となるようなアンケートの内容とし、展示会後も継続的に状況を確認しながらフォローアップに努めている。
 - ・ これまで募集の周知範囲が限定的であったため、新たに参入が見込めそうな企業関係団体等に周知した結果、企業からの応募数が増加した。また、企業選定に際しては、海外展開の意欲に関する項目を評価指標に取り入れた。
- (3) 随意契約について
- ・ 一般競争を原則とし、随意契約によらざるを得ない場合では、過去の契約額等から見積りの妥当性について検討し、価格の精査を徹底している。なお、令和元年度においては、全て一般競争入札を行っている。

2. 装備品等の海外移転等に関する審査等について

- ・ 企業からの情報発信を行いやすくするため、外為法等の規制を受ける武器に係る技術の定義を明確化し、経済産業省HPにおいて周知を図る等の対応を実施しており、引き続き、情報共有及び経済産業省等との連携強化に努めていく。
- ・ 知的財産管理に精通した特許庁との人材面での連携を図るとともに、知的財産管理の基本的な考え方や実施すべき事項等を『知的財産管理ガイドライン』としてとりまとめ、防衛省内に周知した。

反映状況票(行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案の概要	今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>(42) 出力機器の稼働状況等及びリサイクルトナーの活用状況 <各府省:一般会計、各特別会計> 【調査主体:共同(関東財務局)】 【反映額:▲68百万円】 出力機器の賃借料、保守料等:[参考 平成30年度(調査対象実績額):3,951百万円の内数](本調査は、平成26年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。) トナーカートリッジ購入費:[参考 平成30年度(調査対象実績額):3,817百万円](本調査は、平成25年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p>		
<p>【出力機器の稼働状況等調査】 各府省庁は、資料作成等のために、複合機・コピー機・プリンター等の出力機器を設置・運用しており、機器の賃借料や保守料等を支払っている。</p> <p>【リサイクルトナーの活用状況調査】 プリンター等に補充する必要があるトナーカートリッジについては、使用済みカートリッジを再生利用したリサイクルトナーが販売されているものもある。</p>	<p>【出力機器の稼働状況等調査】 1. 利用状況や設置状況を精査した上で、設置台数の削減を含め、<u>配置の最適化を図るべき。</u> 2. 印刷枚数削減などのコスト削減の取組については、<u>積極的に取組を行っている官署の事例を参考にコスト削減の取組を推進すべき。</u></p> <p>【リサイクルトナーの活用状況調査】 リサイクルトナーの活用状況については官署間の差が大きいことから、<u>契約条件の工夫など活用が進んでいる官署の取組を参考に、その活用を検討すべき。</u></p>	<p>利用状況や設置状況を精査し、<u>設置台数を削減することにより、経費削減を図った。</u></p> <p>また、<u>両面印刷の徹底やペーパーレス化の取組などにより、印刷枚数の削減等</u>を図った。</p> <p><u>リサイクルトナーを活用することにより、経費削減</u>を図った。</p>
<p>(43) 情報提供サービスの契約及び利用状況 <各府省:一般会計、各特別会計> 【調査主体:共同(近畿財務局)】 【反映額:▲21百万円】 [参考 平成30年度(調査対象実績額):8,423百万円](本調査は、平成26年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p>		
<p>各府省庁は、業務における様々な課題に対応するため、情報提供サービス会社から企業情報・経済情報等の様々な有料情報の配信を受け、所掌業務を遂行している。</p>	<p>1. 利用するサービスやID等の必要性を精査し、各官署による削減の取組等も参考にしつつ、<u>真に必要なサービスやID等に限定すべき。</u> 2. ID等の利用数の増加に応じてID等の契約単価が低減するサービスについては、<u>必要に応じて共同調達や一括調達を行うことにより、経費の削減を図るべき。</u> また、<u>業務に必要な情報を精査した上で、情報量の多い専用端末からWeb版など安価な契約形態への変更を検討すべき。</u></p>	<p>必要性又は利用頻度が低いサービスの契約を見直すことにより、<u>経費削減</u>を図った。 今後も一括調達等の効率的な調達の実施やWeb版など安価な契約形態への変更について検討し、<u>経費削減に努める。</u></p>
<p>(44) 作業服等に係る経費 <各府省:一般会計、各特別会計> 【調査主体:共同(東海財務局)】 【反映額:▲1百万円】 [参考 平成30年度(調査対象実績額):165百万円](本調査は、平成27年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p>		
<p>各府省庁は、貸与・支給又は服制の根拠が法令に定められている被服の他に、職員に対し無償の作業服、防寒服、検査服、事務服、防災服等(以下「作業服等」という。)を貸与・支給している。</p>	<p>1. 基準・内部規程や帳簿の整備等により、<u>貸与・支給対象者の明確化や数量管理の徹底に努め、作業服等の調達数量を必要最低限とすべき。</u> 2. 作業服等の調達にあたっては、業務内容や使用頻度等を勘案しつつ、<u>可能な限り仕様の共通化等を行った上で一括調達を行うなど、調達の効率化に取り組むべき。</u></p>	<p>帳簿の活用等により数量管理を徹底することで、<u>作業服等の調達数量を見直し、経費削減</u>を図った。 今後も一括調達を行うなど調達の効率化に取り組むことで、<u>経費削減に努める。</u></p>

令和元年度予算執行調査の2年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	省庁名	調査事業名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注3)	反映額
1	内閣府	災害救助費等負担金		共同	九州		—
2	内閣府	沖縄科学技術大学院大学学園関連経費		本省			▲ 861
3	内閣府	地方創生推進交付金		共同	東北		—
4	内閣府	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)		本省		※1	—
5	内閣府	地方消費者行政強化交付金(地方消費者行政推進事業)		共同	関東		—
6	総務省	携帯電話等エリア整備事業		本省			▲ 435
7	総務省	消防団の装備・訓練の充実強化に要する経費(消防学校分)		本省			▲ 231
8	法務省	刑事施設のPFI運営事業に係る経費		本省			—
9	外務省	遠隔多者間会議システムに係る経費		本省			—
10	外務省	親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	29年度	本省			—
11	財務省	輸出入貨物分析機器整備経費	25年度	本省			▲ 11
12	財務省	確定申告・納税手続に関する情報提供経費		本省			▲ 5
13	文部科学省	公立学校施設整備事業		共同	福岡		—
14	文部科学省	独立行政法人運営費交付金(国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構)		本省			▲ 0
15	文部科学省	国立大学法人運営費交付金等	24年度	本省			—
16	文部科学省	スーパーサイエンスハイスクール支援事業(国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金)		共同	中国		▲ 3
17	文部科学省	伝統文化親子教室事業		共同	東北		—
18	厚生労働省	エイズ対策促進事業	23年度	本省			—
19	厚生労働省	労災特別介護援護経費		財務局	四国	※2	▲ 65
20	厚生労働省	障害福祉サービス等報酬		本省			—
21	厚生労働省	介護報酬		本省			—
22	厚生労働省	診療報酬(調剤報酬)		共同	近畿		—
23	農林水産省	農地中間管理機構事業費のうち事業推進費		共同	東海		—
24	農林水産省	農業農村整備事業における太陽光発電施設整備		共同	北海道		—
25	農林水産省 国土交通省	海岸事業(沖合施設の長寿命化対策)		本省			—
26	農林水産省	治山事業	23年度	本省			—
27	農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金等		共同	関東		▲ 149
28	経済産業省	J-Startupの在り方(研究開発型スタートアップ支援事業等)		本省			▲ 58
29	経済産業省	省エネルギー投資促進に向けた支援等補助金等のうち事務費		本省		※3	▲ 269
30	経済産業省	中小企業再生支援協議会事業	26年度	本省			—
31	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業		共同	北陸		—
32	国土交通省	河川維持修繕事業における土砂掘削に係る経費		本省			▲ 582
33	国土交通省	下水道革新的技術実証事業		本省			▲ 237
34	国土交通省	無電柱化推進事業		本省			▲ 2,305
35	国土交通省	空き家対策の取組		共同	北陸		▲ 673
36	国土交通省	先進的な保安検査機器整備費補助		本省		※4	▲ 1,502

(単位:百万円)

No.	省庁名	調査事業名	フォローアップ調査 (注1)	調査主体 (注2)	取りまとめ 財務局	特別 会計 (注3)	反映額
37	国土交通省	海上保安庁における航空機及び船舶の燃料調達		本省			—
38	環境省	CO2削減ポテンシャル診断推進事業		共同	近畿	※3	▲ 475
39	防衛省	情報システムの調達		共同	東海		▲ 971
40	防衛省	各自衛隊共通の航空機の整備・補給等	21年度	本省			▲ 2,009
41	防衛省	装備品の海外移転(国際防衛装備品展示会出展事業)		本省			▲ 52
42	各府省	出力機器の稼働状況及びリサイクルトナーの活用状況	26年度 25年度	共同	関東		▲ 68
43	各府省	情報提供サービスの契約及び利用状況	26年度	共同	近畿		▲ 21
44	各府省	作業服等に係る経費	27年度	共同	東海		▲ 1
合 計							▲ 10,985

(注1)「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注2)「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「財務局」: 財務局調査(財務局職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注3) ※1は「年金特別会計」、※2は「労働保険特別会計」、※3は「エネルギー対策特別会計」、※4は「自動車安全特別会計」である。

(注4) (40) 各自衛隊共通の航空機の整備・補給等の計数は契約ベース。

(注5) 計数は、それぞれ四捨五入によって異なるので、「合計」において一致しない。

(注6) 計数は、精査の結果、異同を生じる場合がある。

【参考】 過年度に実施した予算執行調査の2年度予算への反映額一覧

(単位:百万円)

No.	省庁名	調査事業名	調査年度	反映額
1	内閣府	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金	30年度	▲ 190
2	内閣府	地域少子化対策強化事業	30年度	▲ 64
3	内閣府	子どものための教育・保育給付	30年度	▲ 3,118
4	総務省	ローカル10,000プロジェクト	30年度	▲ 100
5	法務省	人権啓発活動等委託費	30年度	▲ 8
6	外務省	日本人学生のインターシップ支援・日本人研究者育成支援事業	30年度	▲ 1
7	農林水産省 国土交通省	海岸事業(大規模地震が想定される地域における海岸保全施設の耐震対策)	30年度	▲ 1,116
8	経済産業省	地域中核企業・中小企業等連携支援事業(地域中核企業創出・支援事業)	30年度	▲ 279
9	国土交通省	河川維持修繕事業等における流木等の処理に係る経費	30年度	▲ 503
10	国土交通省	直轄河川の堤防除草に係る経費	30年度	▲ 28
11	国土交通省	社会情勢の変化に対応した住宅供給政策(公営住宅整備事業等)	30年度	▲ 230
12	国土交通省	港湾整備事業(航路・泊地等の整備におけるコスト削減)	30年度	▲ 100
13	総務省	独立行政法人統計センター運営費交付金(業務経費)	29年度	▲ 6
14	財務省	国税局(所)及び税務署における業務用車の配置及び稼働状況等	29年度	▲ 3
15	厚生労働省	実践型地域雇用創造事業のうち雇用創出実践メニュー	29年度	▲ 1,027
16	厚生労働省	日本年金機構の運営費交付金の見直し	28年度	▲ 40
17	厚生労働省	コールセンター事業(年金電話相談事業)	26年度	▲ 82
18	各府省	官報における共同掲載等の活用状況	30年度	▲ 1
19	各府省	多量発送文書に係る郵送料	30年度	▲ 2
20	各府省	情報システムにおけるヘルプデスク等経費	30年度	▲ 392
21	各府省	議事録等作成業務に係る経費	29年度	▲ 0
22	各府省	加除式図書の購入経費	29年度	▲ 1
23	各府省	講演会等に係る経費	29年度	▲ 1
24	各府省	庁舎移転等に係る経費	28年度	▲ 1
25	各府省	書籍購入に係る経費	28年度	▲ 0
26	各府省	情報システムにおけるデータセンター経費	27年度	▲ 5
合 計				▲ 7,295